

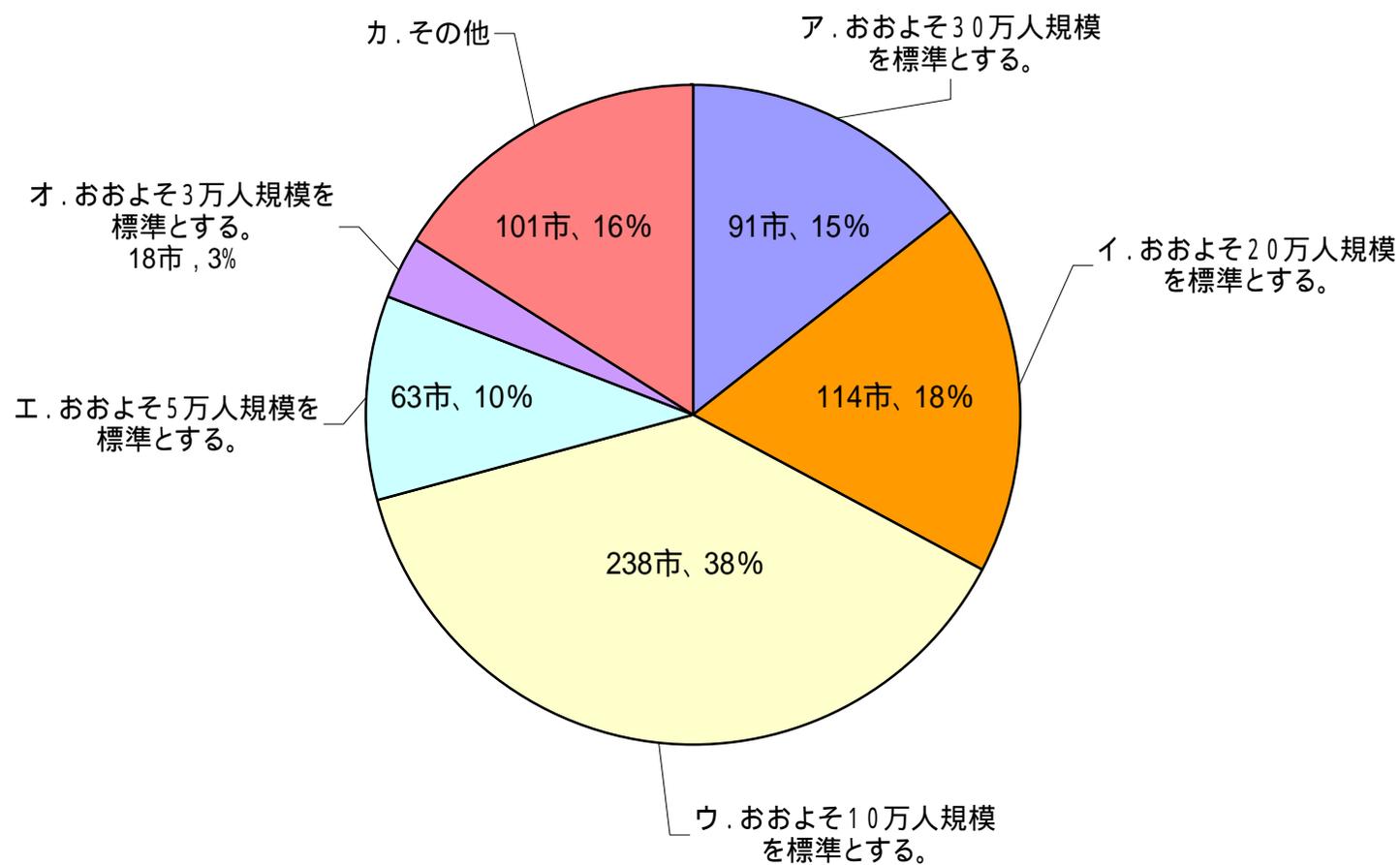
地方自治の将来像に関するアンケート調査

平成15年4月

全国市長会

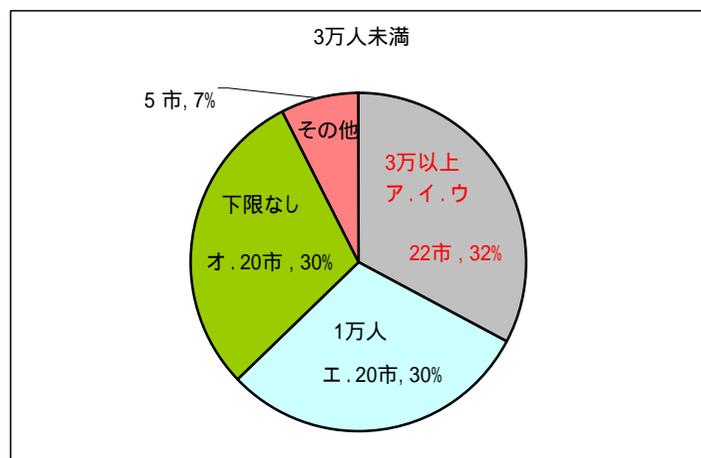
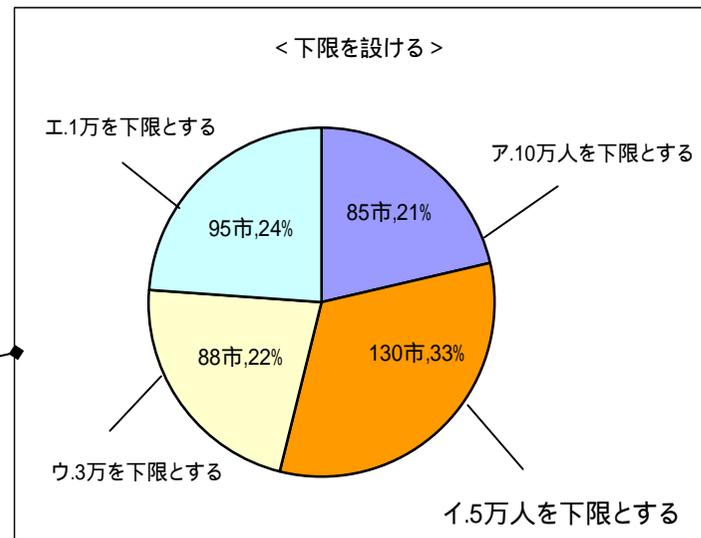
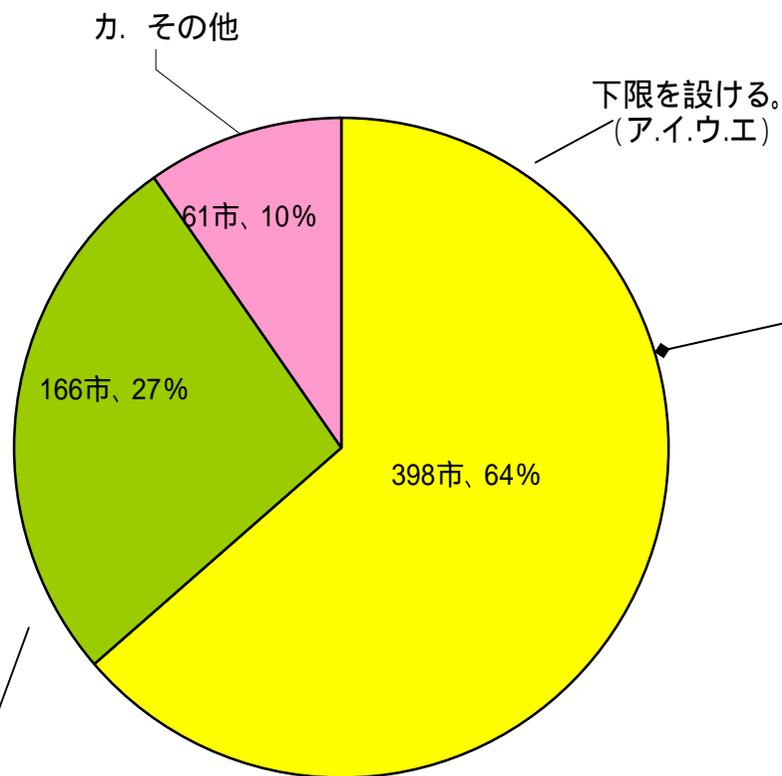
【第1 基礎的自治体のあり方】

問1 基礎的自治体の規模について

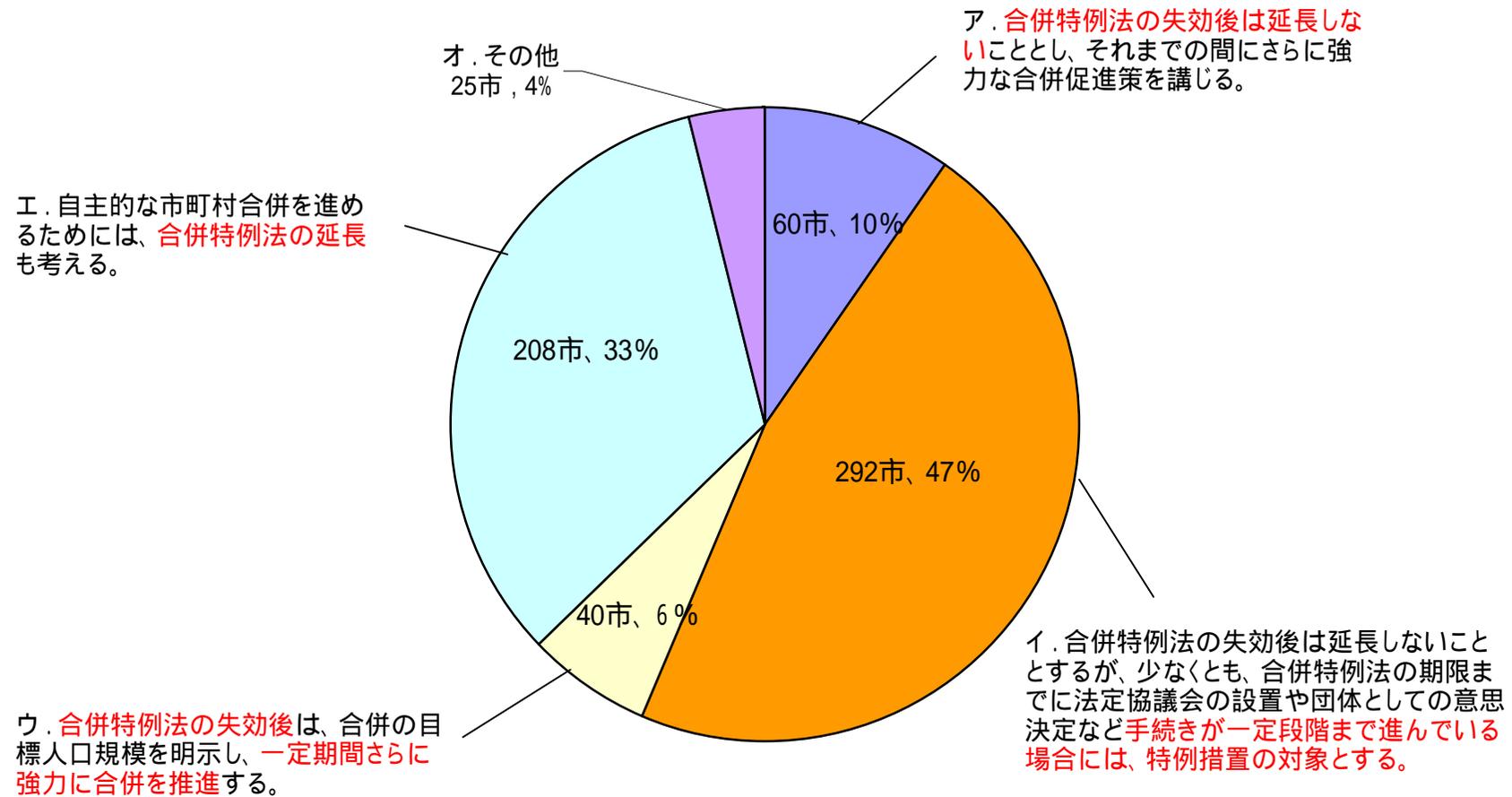


【備考】各項目の計数については、表示単位未満を四捨五入したものであり、合計が100とならない場合があります。

問2 基礎的自治体の規模の下限について



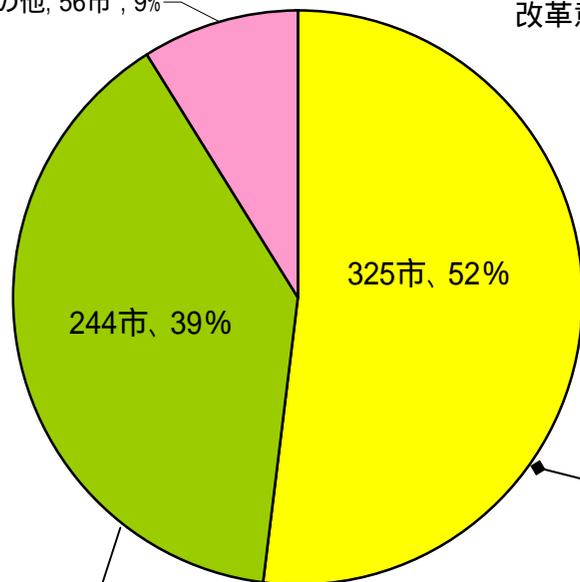
問3 合併特例措置について



問4 小規模な市町村のあり方について

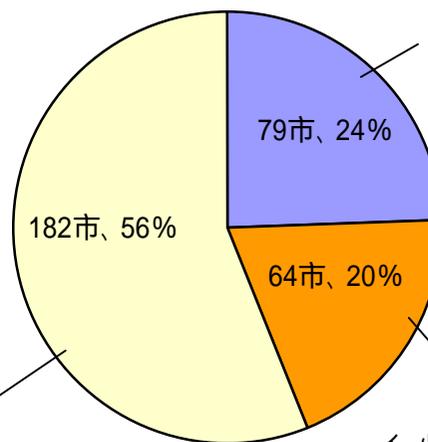
改革意見(ア.イ.ウ)

オ. その他, 56市, 9%



エ. 小規模な市町村については先ず合併を推進しその規模を見直し、基礎的自治体として期待される役割を担えるようにしていくが、それでも残る小規模な市町村については、広域連合等を活用することにより、**基礎的自治体として存続していけるようにする。**

< 改革意見 >



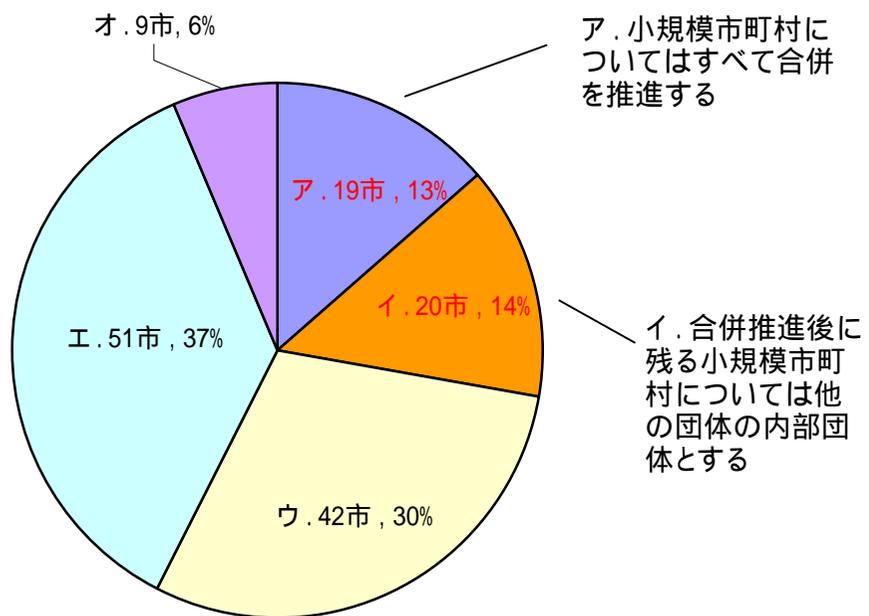
ア. 小規模な市町村については**すべて合併を推進し**その規模を見直し、基礎的自治体として期待される役割を担えるようにしていく。

ウ. 小規模な市町村については先ず合併を推進しその規模を見直し、基礎的自治体として期待される役割を担えるようにしていくが、それでも残る小規模な市町村については、通常の基礎的自治体の事務の一部を他の地方公共団体が行うような、**これまでの市町村とは異なる特例的な地方公共団体とする。**

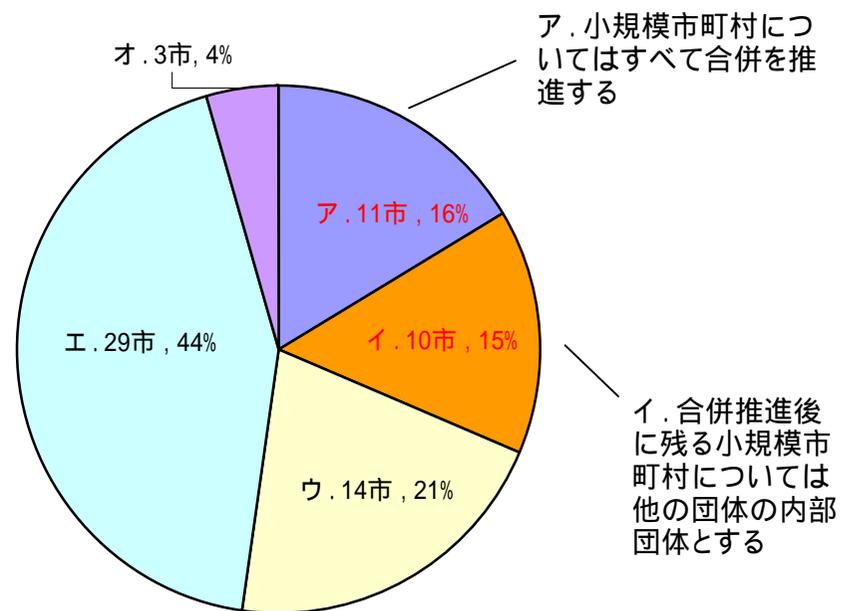
イ. 小規模な市町村については先ず合併を推進しその規模を見直し、基礎的自治体として期待される役割を担えるようにしていくが、それでも残る小規模な市町村については、**他の基礎的自治体への編入により編入先の基礎的自治体の内部団体に移行する。**

< 問4 参照 >

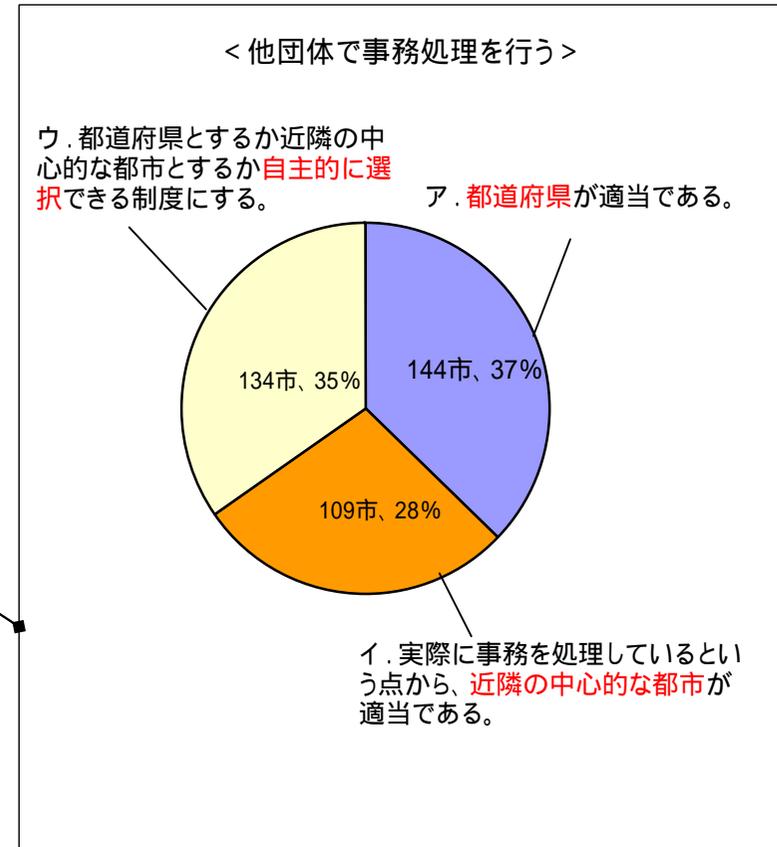
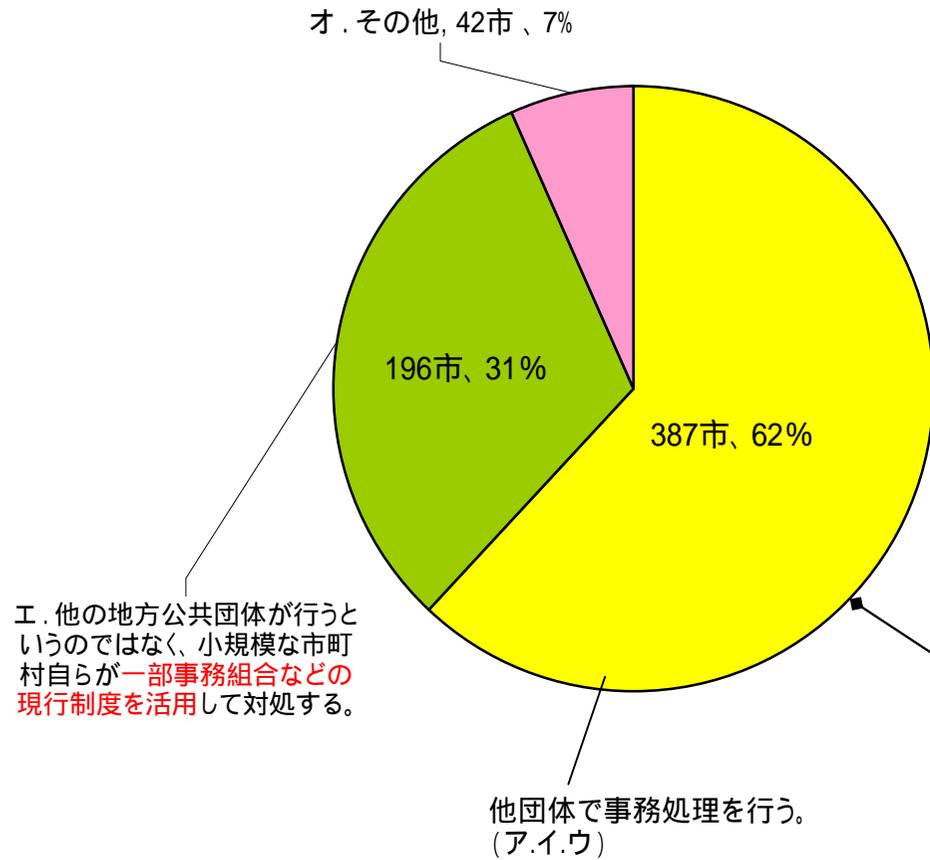
人口3万人以上5万人未満



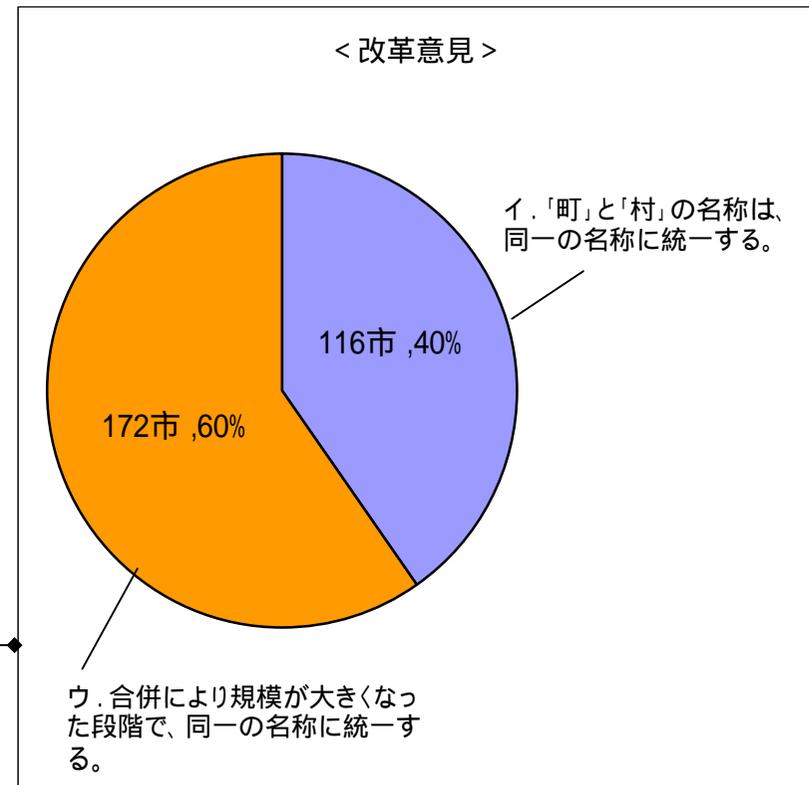
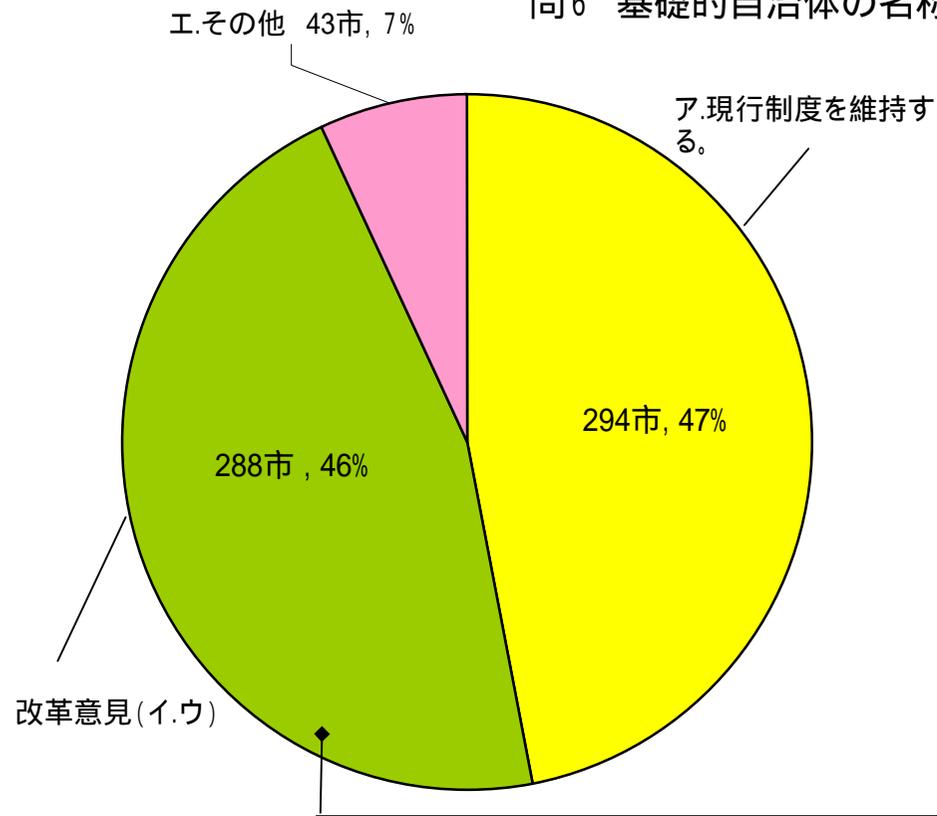
人口3万人未満



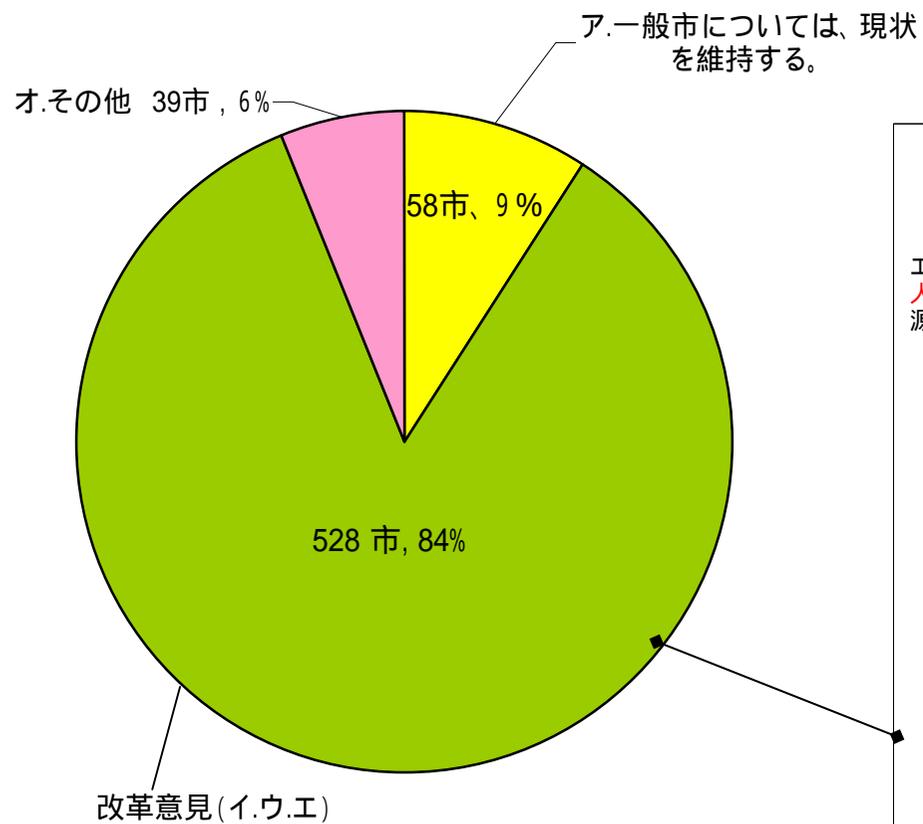
問5 小規模な市町村の事務の処理のあり方について



問6 基礎的自治体の名称のあり方について



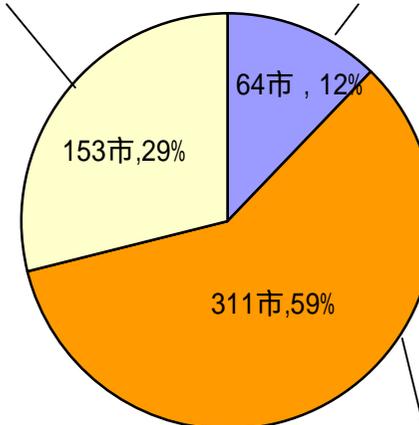
問7 一般市のあり方について



< 改革意見 >

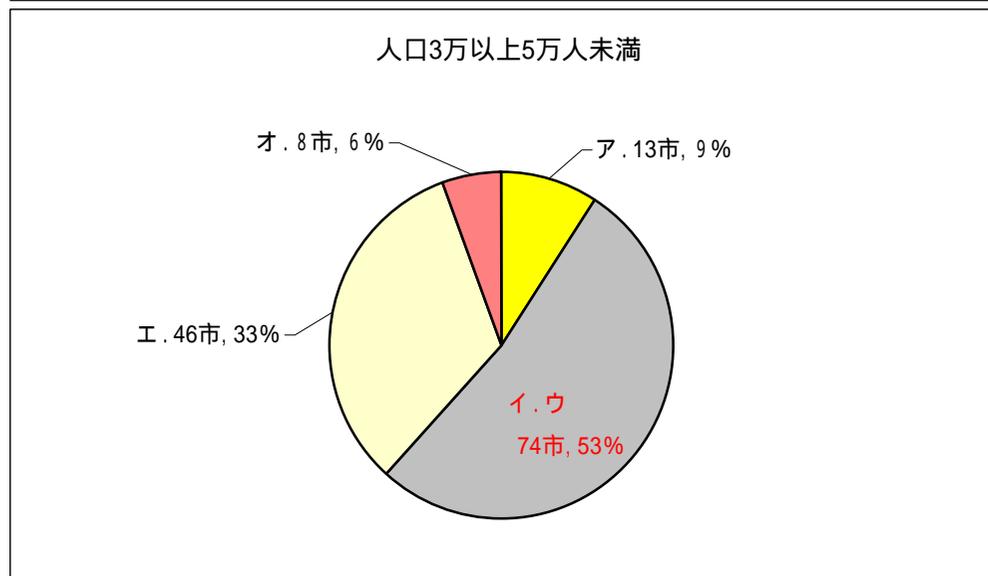
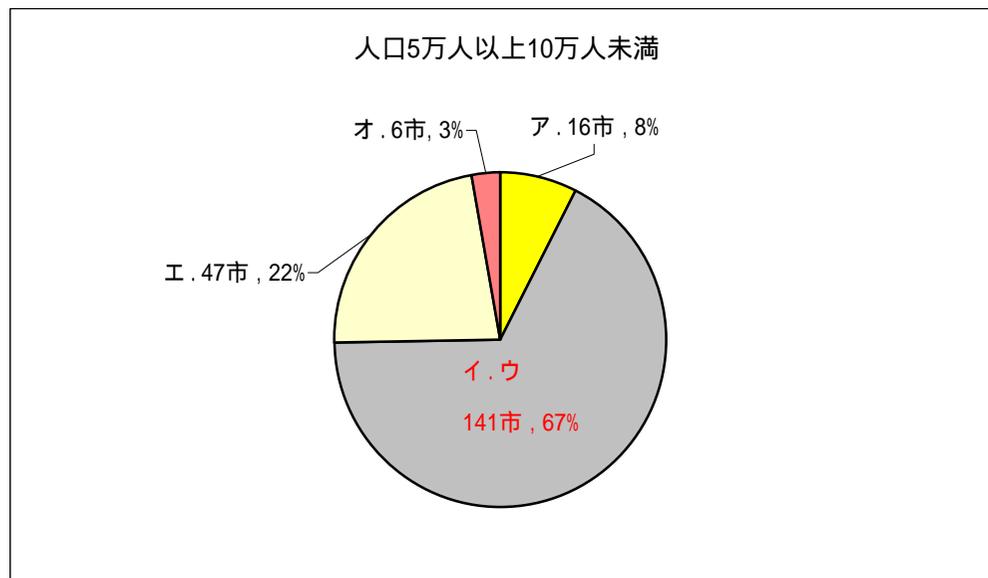
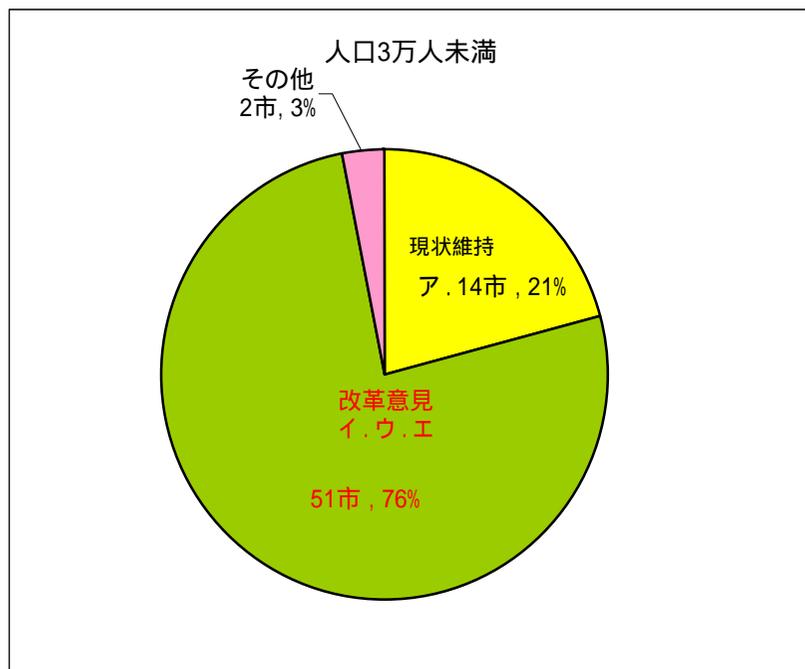
エ. 一般市については少なくとも5万人程度の人口集積を図り、権限・財源の充実・強化を図る。

イ. 一般市については広域的な合併を推進し、特例市以上の規模を目指す。

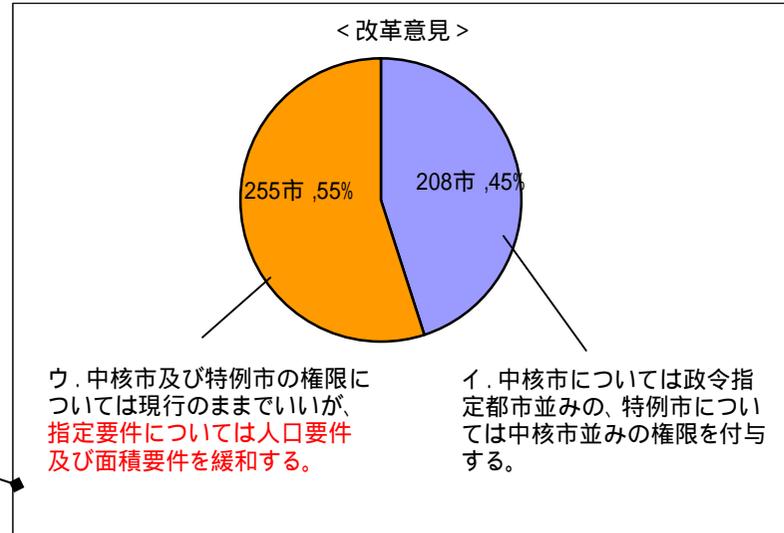
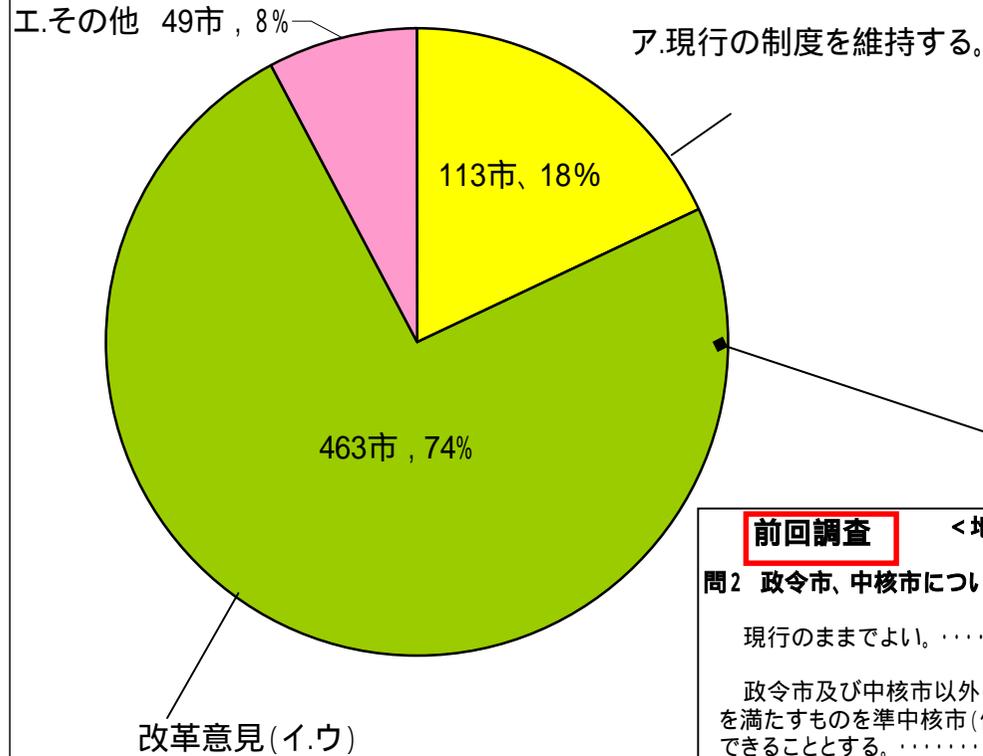


ウ. 一般市については少なくとも10万人程度の人口集積を図り、特例市並みの権限・財源等を付与し、より自立性を高める。

< 問7参照 >



問8 中核市及び特例市のあり方について



前回調査

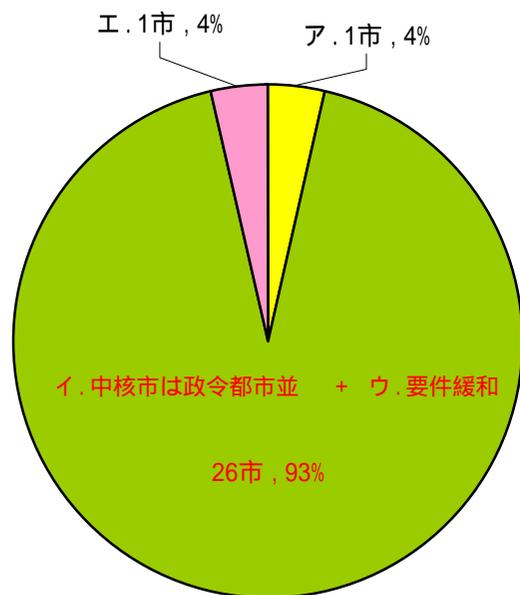
< 地方自治制度の見直しに関する調査集計結果(平成9年) >

問2 政令市、中核市について

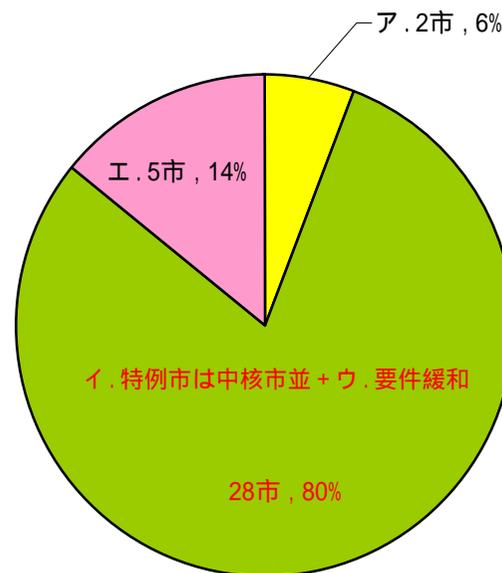
現行のままでよい。	市数129	割合33%
政令市及び中核市以外の市で、例えば人口 万人以上のような一定の要件を満たすものを準中核市(仮称)として指定し、県の事務のうち一定のものを執行することとする。	98	25%
政令指定都市や中核市については、その権限を拡大する(例として)	55	14%
政令指定都市については人口50万、中核市については人口30万という人口要件を満たせば指定することとする。	51	13%
その他	82	21%

< 問8 参照 >

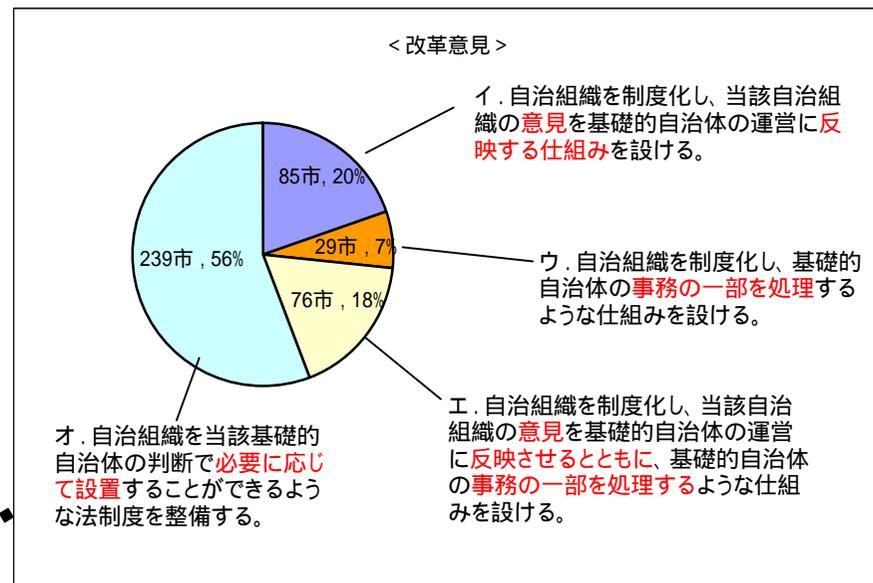
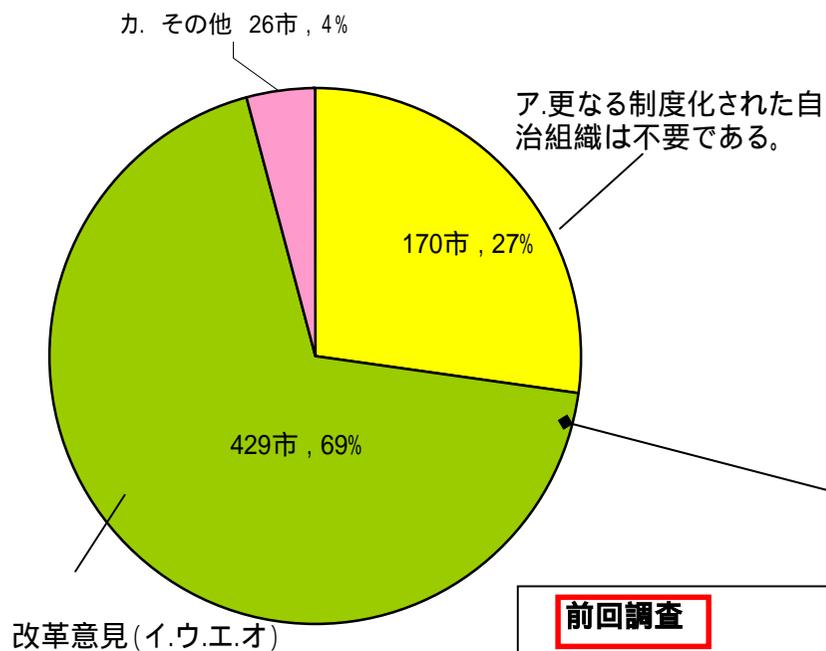
中核市



特例市



問9 基礎的自治体内の地域組織のあり方について



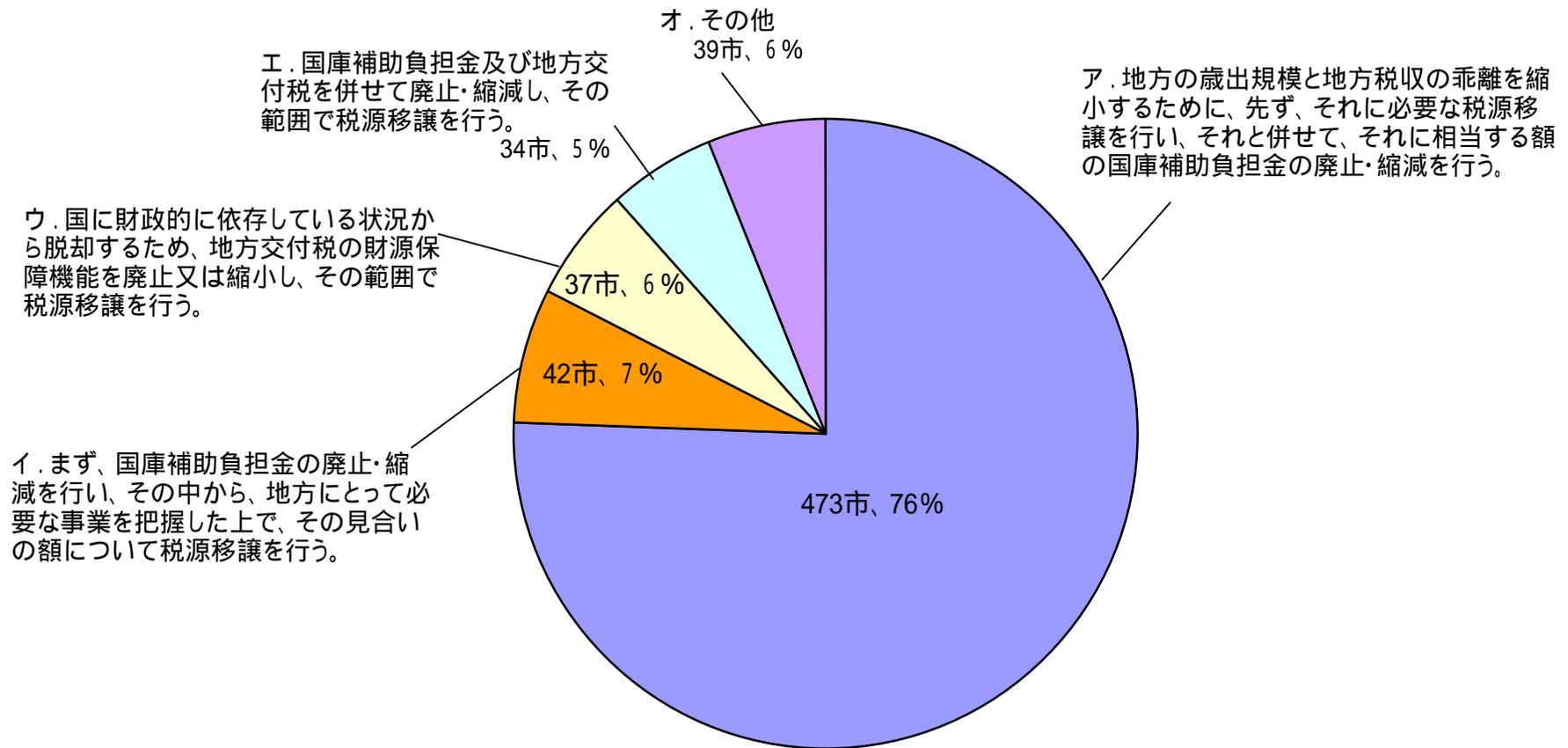
前回調査

<地方自治制度の見直しに関する調査集計結果(平成9年)>

問11 コミュニティの自治制度について

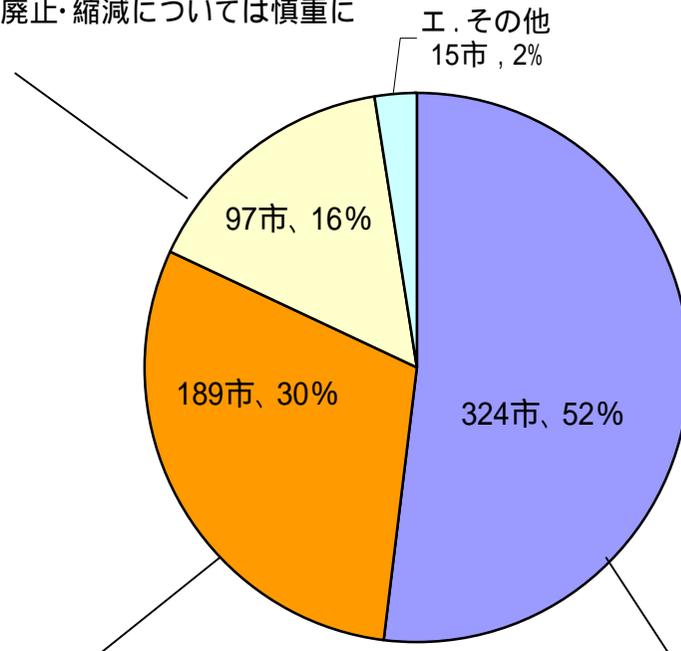
コミュニティ活動の重要性が高まっているので、市町村の区域内に住民による何らかの自治組織(以下、自治組織とする)を設けることができるよう、その根拠となる法制度を整備し、草の根の自治を充実させる。……………	市数141	割合36%
コミュニティについては、現行のまま、特別の制度を設ける必要はない。……………	” 125	” 32%
自治組織は法人格を持つことができるとし、コミュニティ施設の管理、地域の福祉活動等、一定の事業を行うことができることとする。……………	” 97	” 25%
自治組織は法人格を持つことができるとし、主として市からの諮問に応じた意見の申出を行うものとする。……………	” 16	” 4%
その他……………	” 74	” 19%

問10 地方分権時代にふさわしい税財政基盤の確立について



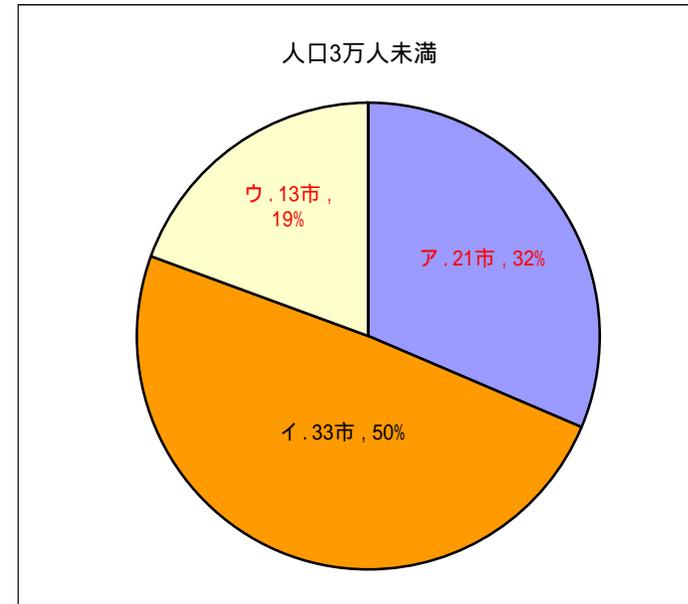
問11 国庫補助負担金の廃止・縮減について

ウ. 国と地方の役割分担のあり方など種々問題が考えられるので、国庫補助負担金の廃止・縮減については慎重に考える。



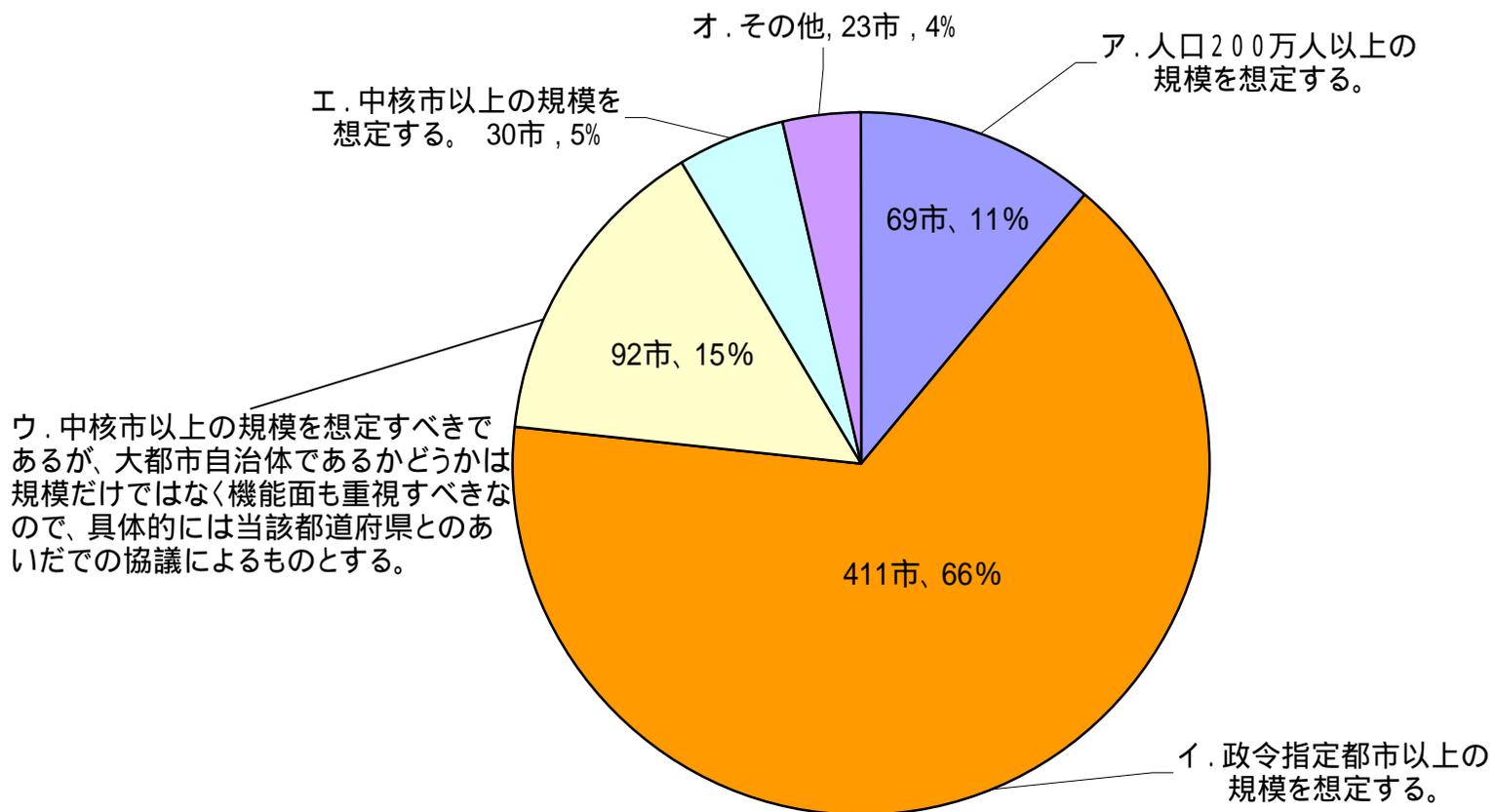
イ. 全国的に計画的な社会資本の整備を行っていくためには、国が地方公共団体の行う一定の公共事業に対して支援を行う仕組みを維持すべきであり、国庫補助負担金を一律に廃止・縮減することはしない。

ア. 国の関与の強い特定財源である国庫補助負担金の廃止・縮減を図り、地方団体の歳出面における自由度を高めるとともに、必要な税源移譲を行う。

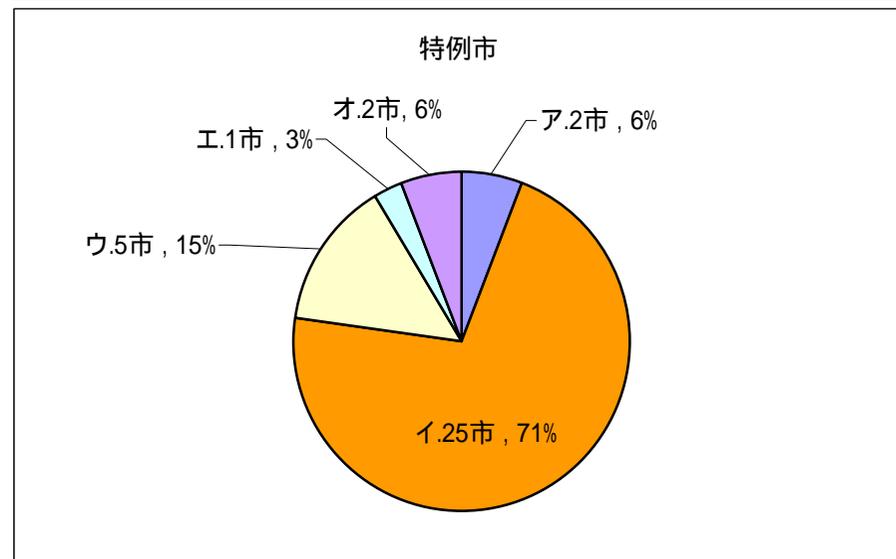
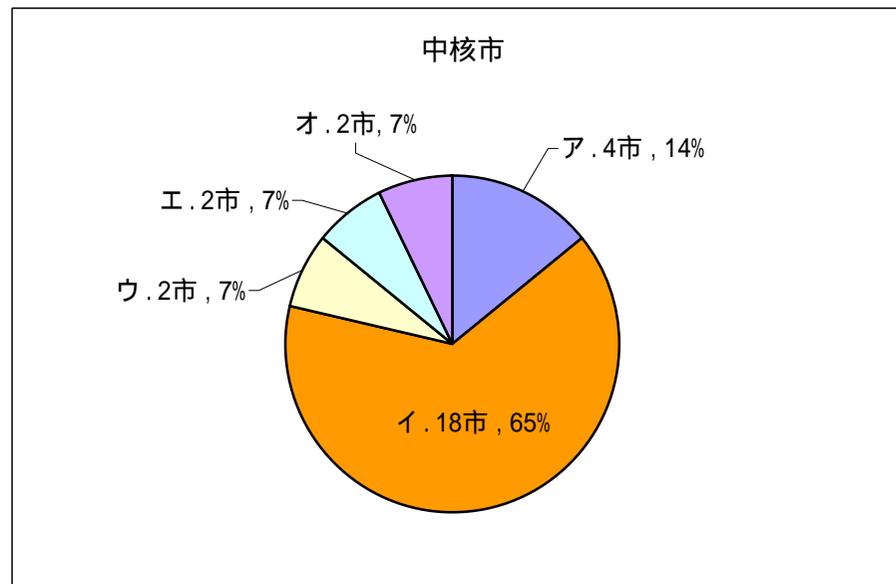
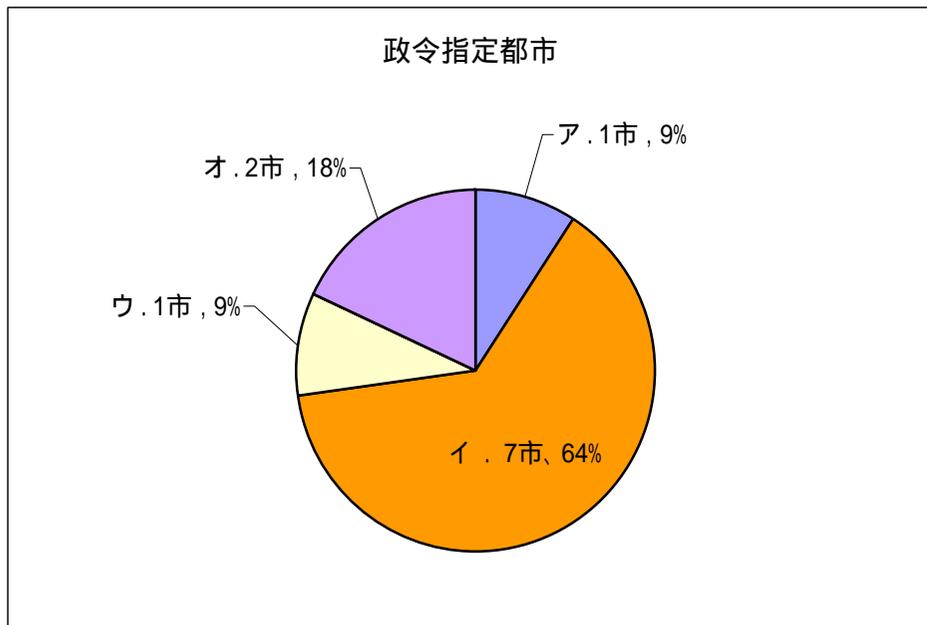


【第2 大都市のあり方】

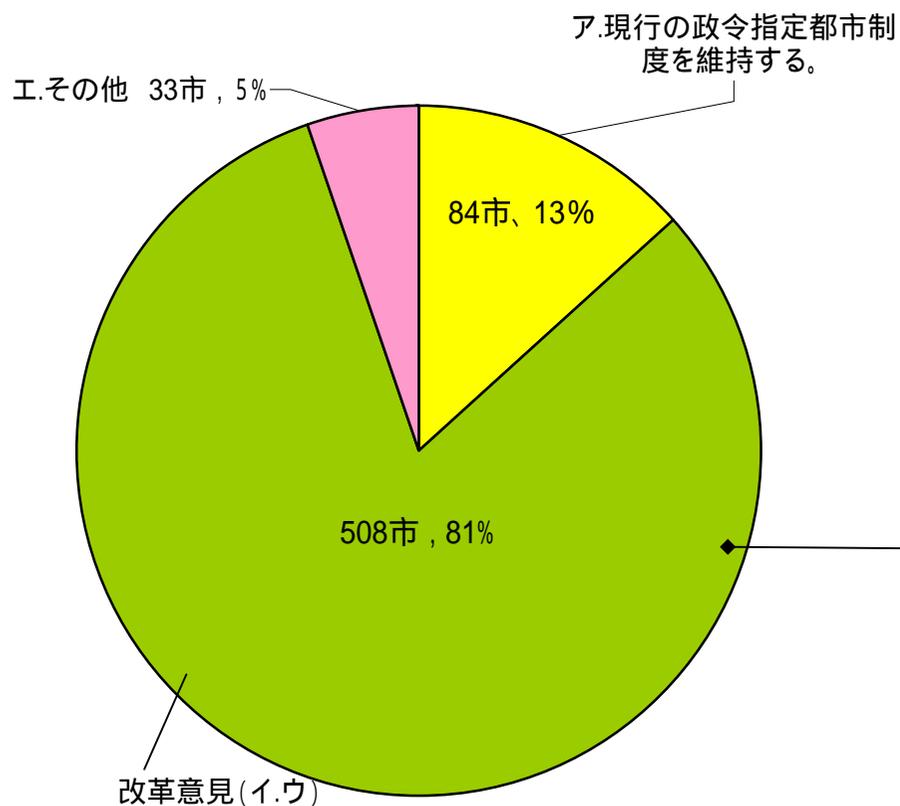
問12 大都市のイメージについて



< 問12参照 >

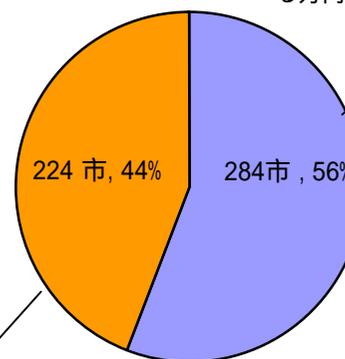


問13 大都市と都道府県の関係について



< 改革意見 >

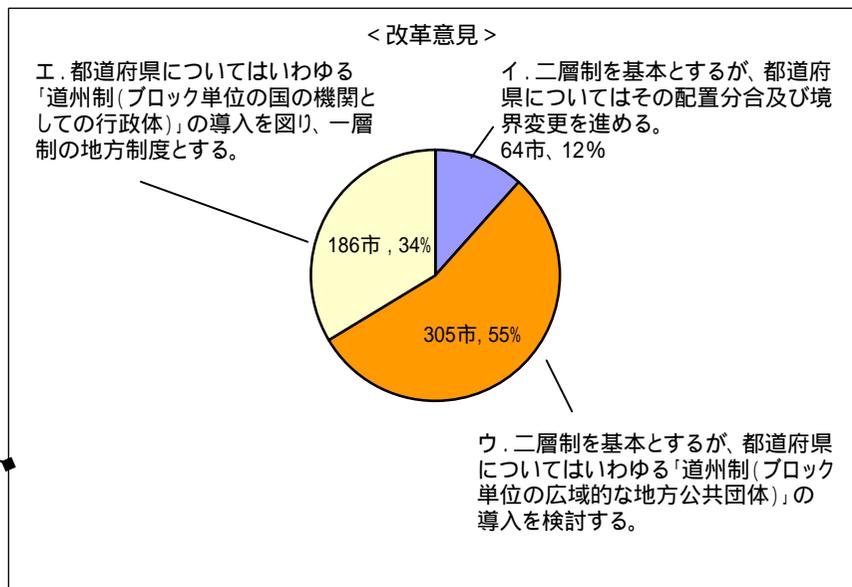
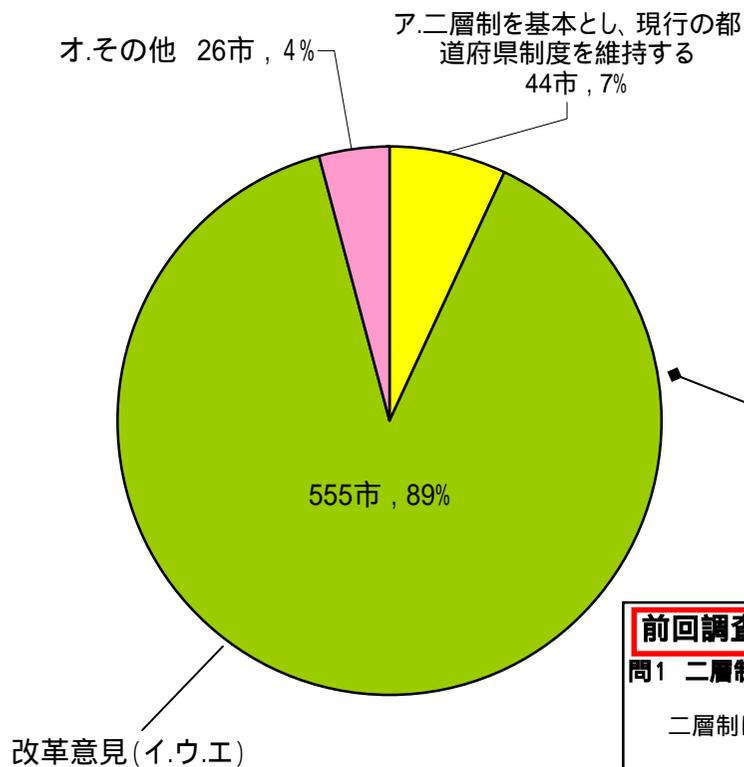
イ. 政令指定都市のような大都市については、都道府県から完全に自立して、市の権能と府県の権能を併せ持った「特別市」を制度化する方向で考える。



ウ. 政令指定都市のような大都市については、権能・財源等をより拡大し自立性をより高める方向で考えるべきであるが、都道府県からは完全に独立させないまま都道府県の調整権限的なものが及ぶものとする。

【第3 都道府県のあり方】

問14 二層制(都道府県合併・道州制等)の地方自治制度について



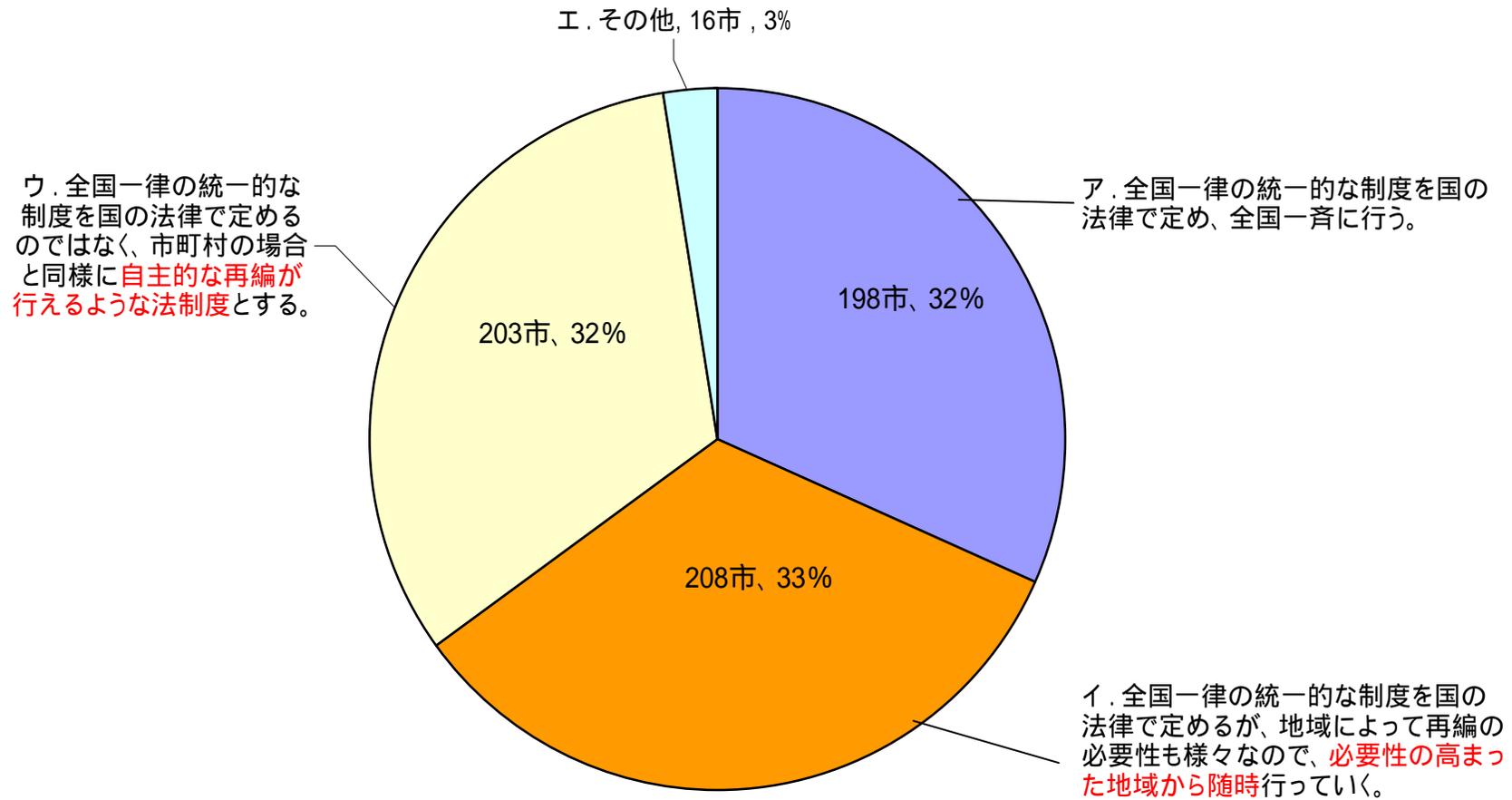
前回調査

<地方自治制度の見直しに関する調査集計結果(平成9年)>

問1 二層制(都道府県、市町村)の地方自治制度について

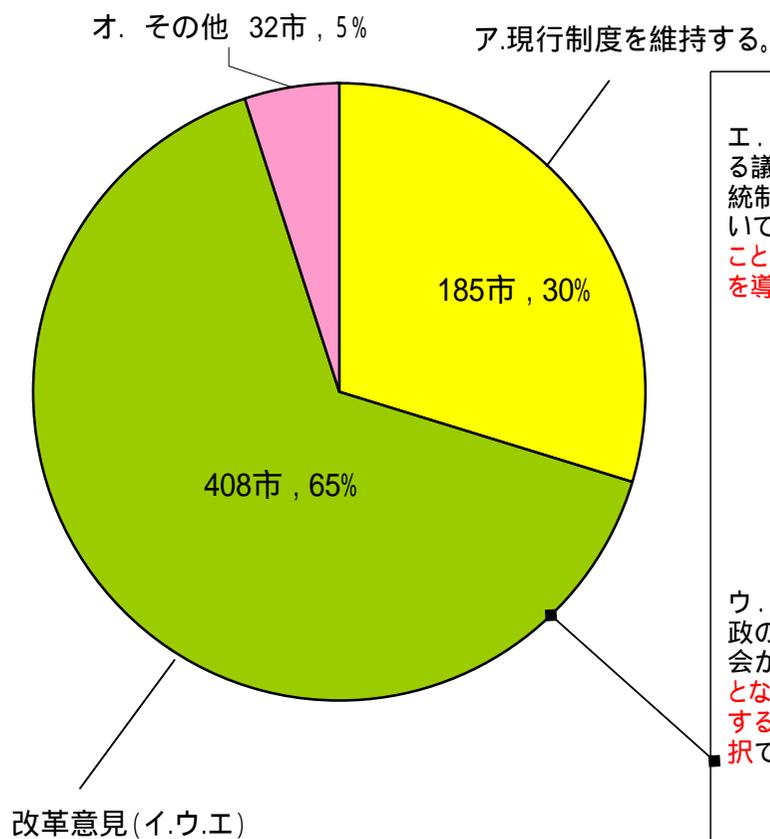
二層制は基本とするが、市町村合併を進め、その数を 程度とする	市数158	割合40%
現行のままでよい	94	24%
都道府県は廃止して都道府県の区域を単位とする道州を設け、市町村はその数が数百ないし千程度になるよう合併する	64	16%
二層制は基本とするが、府県を合併する	32	8%
その他	105	27%

問15 都道府県の再編のあり方について



【第4 その他の課題】

問16 市町村の組織について



< 改革意見 >

エ. 公選の首長又は公選の議員からなる議会が政策決定権と行政の最終的な統制権を留保するが、行政の運営については**専門の支配人を雇い執行させることが市町村の判断でできるような制度を導入する。**

Response	Number of Municipalities	Percentage
ア. 現行制度を維持する。	326市	80%
オ. その他	56市	14%

ウ. 現行制度のほかに、立法及び行政の権限を公選の議員からなる議会が担当し、**そのうちの一人が首長となり、また、議員は各部局を担当するという制度を市町村の判断で選択できるようにする。** 26市、6%

イ. 公選の首長及び公選の議員からなる議会を置くものとするが、**補助機関の助役や収入役については、増やしたり置かないことが市町村の判断でできるような制度を導入する。**

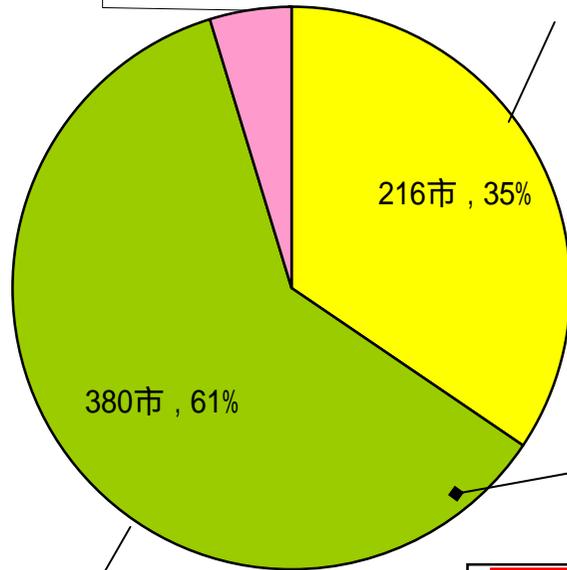
< 問16参照 >

前回調査		< 地方自治制度の見直しに関する調査集計結果(平成9年) >	
問3 地方公共団体の組織の多様化について			
首長一議会制は、地方自治の基本であり、多様化は混乱を招くので、現行制度でよい。……………市数	302	割合	77 %
現行の地方自治法においては、普通地方公共団体は、公選の長と公選の議員からなる議会を置くこととされているが、地方公共団体の選択により委員会制やシティマネージャー制など多様な組織とすることができるようにする。……………	48	"	12%
その他……………	51	"	13%

前回調査		< 地方自治制度の見直しに関する調査集計結果(平成9年) >	
問5 助役について			
現行のままでよい。……………市数	233	割合	60 %
助役の任命については、議会の同意を要することなく、長のみで行うことができるように改める。……	100	"	26%
助役については名称を副市長に改める。……………	70	"	18%
その他……………	24	"	6%

問17 教育委員会制度(教育行政)について

オ.その他 29市, 5% ア.現行の教育制度を維持する。

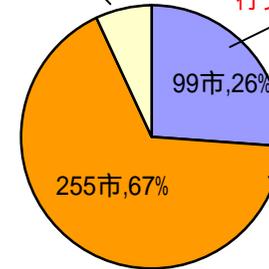


改革意見(イ.ウ.エ)

< 改革意見 >

エ. 小規模な市町村については、その事務を市町村長が行う。
26市、7%

イ. 現行の教育委員会制度を廃止して、その事務を市町村長が行う。



ウ. 教育委員会を設置するかその事務を市町村長が行うか、自主的に選択できる制度にする。

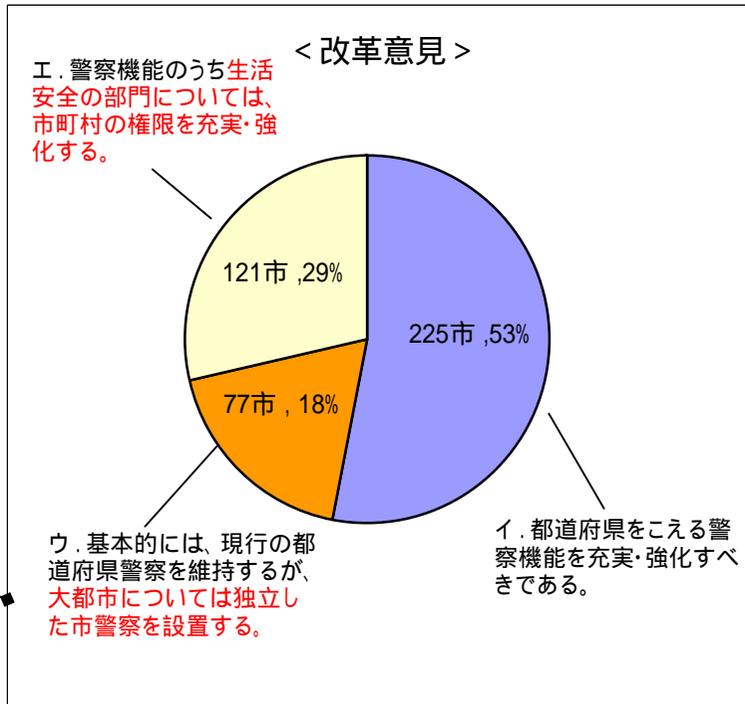
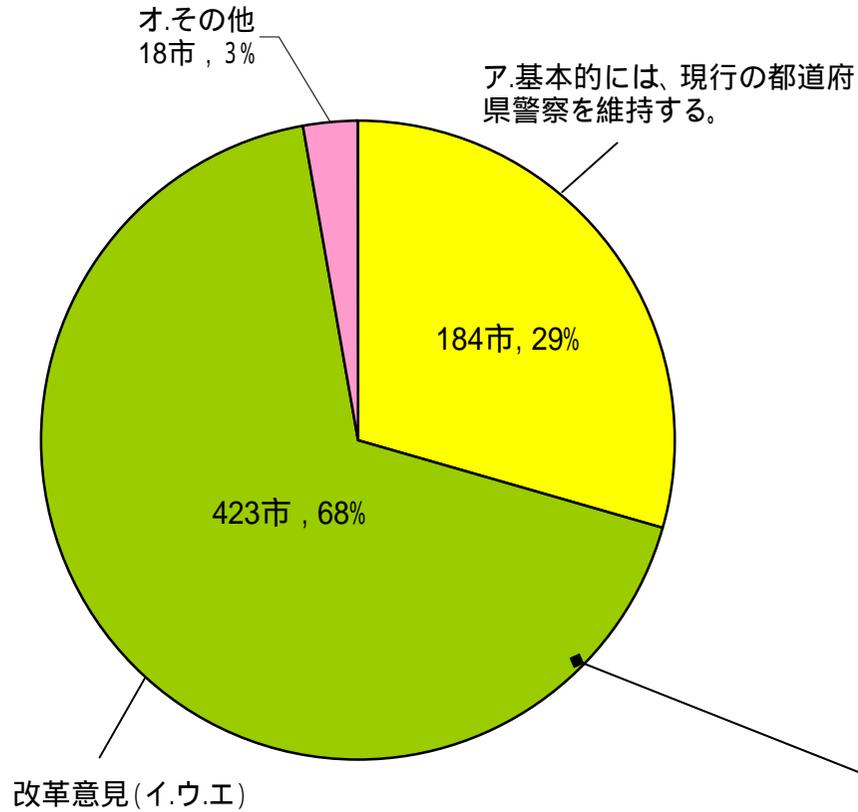
前回調査

< 地方自治制度の見直しに関する調査集計結果(平成9年) >

問4 行政委員会制度について

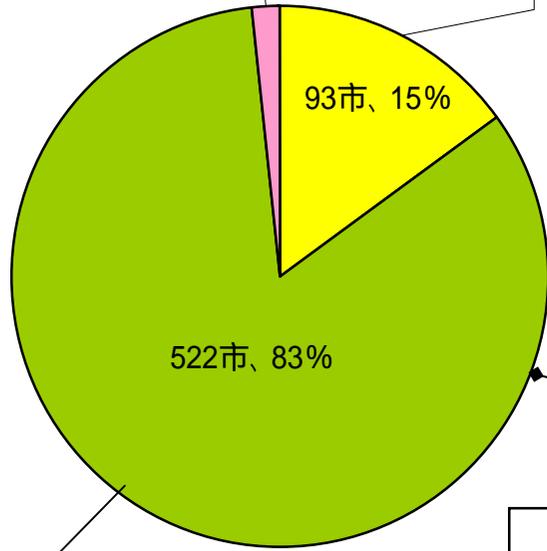
現行のままでよい	市数169	割合43%
現行の行政委員会は事務局機能が弱体であるから、事務局の共同設置、事務委託などの広域的処理の整備を含め、事務局体制を強化する	89	23%
行政委員会を設置するか長が担当するか、各自治体に委ねる	63	16%
現行の行政委員会のうち、委員会は廃止して長が担当するよう改める	38	10%
その他	68	17%

問18 警察機能について



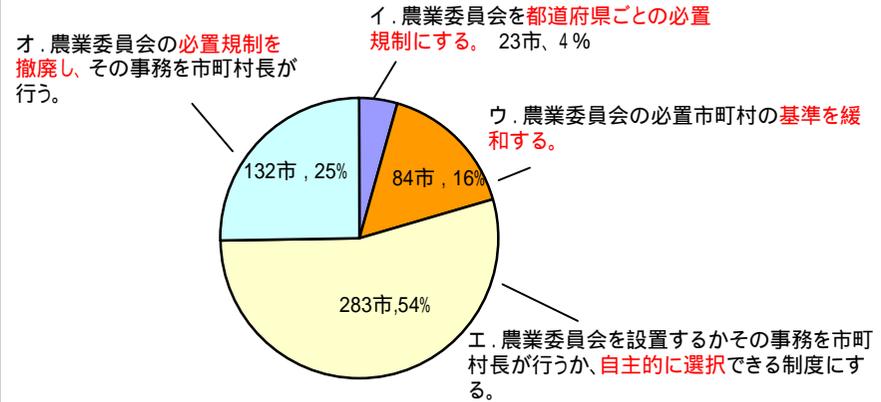
問19 農業委員会制度について

カ. その他 10市, 2% ア. 農業委員会の必置規制を維持する



改革意見(イ.ウ.エ.オ)

< 改革意見 >



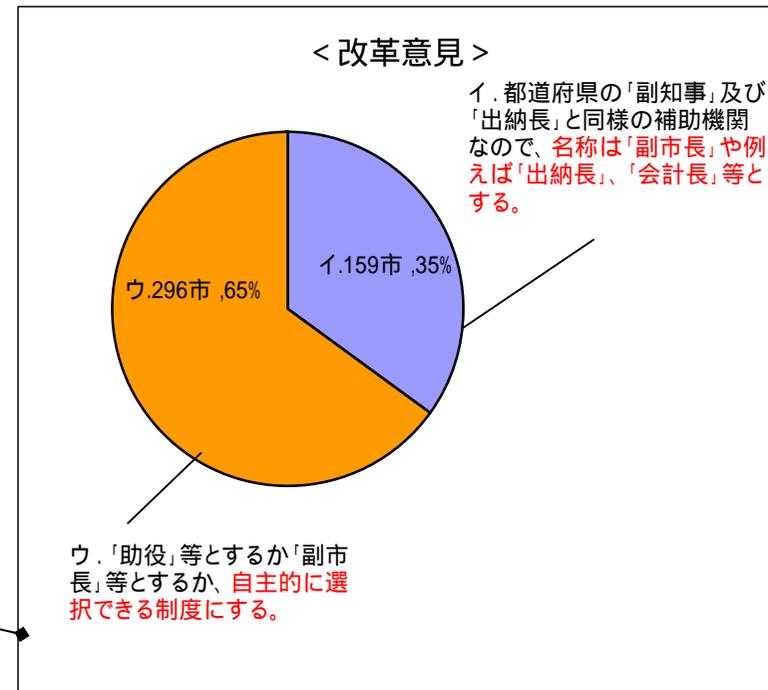
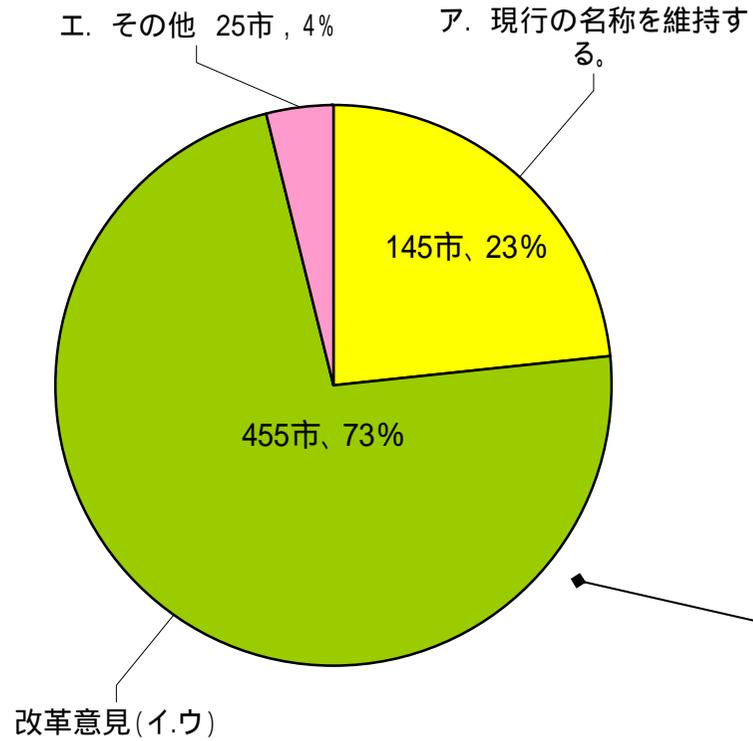
前回調査

< 地方自治制度の見直しに関する調査集計結果(平成9年) >

問4 行政委員会制度について

現行のままでよい	市数169	割合43%
現行の行政委員会は事務局機能が弱体であるから、事務局の共同設置、事務委託などの広域的処理体制の整備を含め、事務局体制を強化する	89	23%
行政委員会を設置するか長が担当するか、各自治体に委ねる	63	16%
現行の行政委員会のうち、委員会は廃止して長が担当するよう改める	38	10%
その他	68	17%

問20 補助機関の名称について



< 問20参照 >

前回調査

< 地方自治制度の見直しに関する調査集計結果(平成9年) >

問5 助役について

現行のままでよい。……………市数233	割合60 %
助役の任命については、議会の同意を要することなく、長のみで行うことができるように改める。… " 100	" 26%
助役については名称を副市長に改める。…………… " 70	" 18%
その他…………… " 24	" 6 %

前回調査

< 地方自治制度の見直しに関する調査集計結果(平成9年) >

問6 会計機関(収入役)

現行のままでよい。……………市数230	割合59 %
都道府県と市町村で異なる名称にする必要はない。市町村の収入役も名称を出納長に改める。… " 88	" 23%
収入役という会計機関は、長からの独立性を強める必要がある。…………… " 43	" 11%
市町村の会計機関として、収入役の制度が設けられているが、これは廃止して、長所属の内部機関が執行すればよい。…………… " 39	" 10%
その他…………… " 24	" 6 %

地方自治の将来像に関するアンケート調査結果
(団体区別の状況)

参考資料2 - 2

第1 基礎的自治体のあり方

平成15年4月 全国市長会

問1 基礎的自治体の規模について 地方自治法上、市町村は「基礎的な地方 公共団体」(同法2条3項、以下「基礎的自治 体」といいます。)とされていますが、将来の 基礎的自治体を考える場合、望ましい人口 規模をどのようにお考えですか。	回答市		政令指定都市		中核市		特例市		人口10万人以上		人口5万人以上 10万人未満		人口3万人以上 5万人未満		人口3万人未満	
	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率
ア. おおよそ30万人規模を標準とする。	91	15%	1	9%	5	18%	13	37%	32	24%	26	12%	12	9%	2	3%
イ. おおよそ20万人規模を標準とする。	114	18%	0	0%	7	25%	8	23%	46	35%	39	19%	10	7%	4	6%
ウ. おおよそ10万人規模を標準とする。	238	38%	1	9%	6	21%	5	14%	30	23%	97	46%	75	53%	24	36%
エ. おおよそ5万人規模を標準とする。	63	10%	0	0%	2	7%	0	0%	2	2%	15	7%	24	17%	20	30%
オ. おおよそ3万人規模を標準とする。	18	3%	1	9%	0	0%	1	3%	2	2%	1	0%	5	4%	8	12%
カ. その他(自由なご意見を回答票<別紙>に記述し てください。)	101	16%	8	73%	8	29%	8	23%	21	16%	32	15%	15	11%	9	13%
合計	625	100%	11	100%	28	100%	35	100%	133	100%	210	100%	141	100%	67	100%

【備考】各項目の計数については、表示単位未満を四捨五入したものであり、合計が100とならない場合があります。

問2 基礎的自治体の規模の下限について 基礎的自治体の人口規模に下限を設ける ことについて、どのようにお考えですか。	回答市		政令指定都市		中核市		特例市		人口10万人以上		人口5万人以上 10万人未満		人口3万人以上 5万人未満		人口3万人未満	
	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率
ア. 10万人を下限とする。	85	14%	0	0%	6	21%	10	29%	24	18%	31	15%	11	8%	3	4%
イ. 5万人を下限とする。	130	21%	0	0%	5	18%	5	14%	26	20%	53	25%	31	22%	10	15%
ウ. 3万人を下限とする。	88	14%	0	0%	2	7%	3	9%	23	17%	25	12%	26	18%	9	13%
エ. 1万人を下限とする。	95	15%	0	0%	4	14%	3	9%	15	11%	23	11%	30	21%	20	30%
オ. 下限は設けない。	166	27%	5	45%	9	32%	10	29%	28	21%	62	30%	32	23%	20	30%
カ. その他(自由なご意見を回答票<別紙>に記述 してください。)	61	10%	6	55%	2	7%	4	11%	17	13%	16	8%	11	8%	5	7%
合計	625	100%	11	100%	28	100%	35	100%	133	100%	210	100%	141	100%	67	100%

問3 合併特例措置について 「市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)」の期限は、平成17年3月までとなっていますが、このことについてどのようにお考えですか。	回答市		政令指定都市		中核市		特例市		人口10万人以上		人口5万人以上 10万人未満		人口3万人以上 5万人未満		人口3万人未満	
	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率
ア. 合併特例法の失効後は延長しないこととし、それまでの間にさらに強力な合併促進策を講じる。	60	10%	0	0%	2	7%	4	11%	11	8%	19	9%	16	11%	8	12%
イ. 合併特例法の失効後は延長しないこととするが、少なくとも、合併特例法の期限までに法定協議会の設置や団体としての意思決定など手続きが一定段階まで進んでいる場合には、特例措置の対象とする。	292	47%	5	45%	14	50%	13	37%	60	45%	94	45%	75	53%	31	46%
ウ. 合併特例法の失効後は、合併の目標人口規模を明示し、一定期間さらに強力に合併を推進する。	40	6%	1	9%	4	14%	2	6%	10	8%	14	7%	6	4%	3	4%
エ. 自主的な市町村合併を進めるためには、合併特例法の延長も考える。	208	33%	2	18%	5	18%	13	37%	46	35%	76	36%	43	30%	23	34%
オ. その他(自由なご意見を回答票<別紙>に記述してください。)	25	4%	3	27%	3	11%	3	9%	6	5%	7	3%	1	1%	2	3%
合計	625	100%	11	100%	28	100%	35	100%	133	100%	210	100%	141	100%	67	100%

問4 小規模な市町村のあり方について 平成17年3月以降、将来基礎的自治体として期待される役割を担うことが、財政事情その他の総合的な事情から困難となることが予想される小規模な市町村のあり方について、どのようにお考えですか。	回答市		政令指定都市		中核市		特例市		人口10万人以上		人口5万人以上 10万人未満		人口3万人以上 5万人未満		人口3万人未満	
	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率
ア. 小規模な市町村についてはすべて合併を推進しその規模を見直し、基礎的自治体として期待される役割を担えるようにしていく。	79	13%	0	0%	2	7%	2	6%	14	11%	31	15%	19	13%	11	16%
イ. 小規模な市町村については先ず合併を推進しその規模を見直し、基礎的自治体として期待される役割を担えるようにしていくが、それでも残る小規模な市町村については、他の基礎的自治体への編入により編入先の基礎的自治体の内部団体に移行する。	64	10%	0	0%	5	18%	1	3%	14	11%	14	7%	20	14%	10	15%
ウ. 小規模な市町村については先ず合併を推進しその規模を見直し、基礎的自治体として期待される役割を担えるようにしていくが、それでも残る小規模な市町村については、通常の基礎的自治体の事務の一部を他の地方公共団体が行うような、これまでの市町村とは異なる特例的な地方公共団体とする。	182	29%	2	18%	11	39%	13	37%	45	34%	55	26%	42	30%	14	21%
エ. 小規模な市町村については先ず合併を推進しその規模を見直し、基礎的自治体として期待される役割を担えるようにしていくが、それでも残る小規模な市町村については、広域連合等を活用することにより、基礎的自治体として存続していけるようにする。	244	39%	3	27%	7	25%	16	46%	47	35%	91	43%	51	36%	29	43%
オ. その他(自由なご意見を回答票<別紙>に記述してください。)	56	9%	6	55%	3	11%	3	9%	13	10%	19	9%	9	6%	3	4%
合計	625	100%	11	100%	28	100%	35	100%	133	100%	210	100%	141	100%	67	100%

問5 小規模な市町村の事務の処理のあり方について 将来、小規模な市町村が財政事情その他の総合的な事情から、その担うべき事務の一部について自ら行うことが困難な場合、他の地方公共団体において行うことが考えられますが、どのような団体が行うのが適当だとお考えですか。	回答市		政令指定都市		中核市		特例市		人口10万人以上		人口5万人以上 10万人未満		人口3万人以上 5万人未満		人口3万人未満	
	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率
ア. 都道府県が適当である。	144	23%	1	9%	9	32%	10	29%	29	22%	52	25%	29	21%	14	21%
イ. 実際に事務を処理しているという点から、近隣の中心的な都市が適当である。	109	17%	2	18%	8	29%	3	9%	25	19%	31	15%	26	18%	14	21%
ウ. 都道府県とするか近隣の中心的な都市とするか自主的に選択できる制度にする。	134	21%	0	0%	7	25%	6	17%	30	23%	40	19%	33	23%	18	27%
エ. 他の地方公共団体が行うというのではなく、小規模な市町村自らが一部事務組合などの現行制度を活用して対処する。	196	31%	1	9%	2	7%	13	37%	40	30%	73	35%	48	34%	19	28%
オ. その他(自由なご意見を回答票<別紙>に記述してください。)	42	7%	7	64%	2	7%	3	9%	9	7%	14	7%	5	4%	2	3%
合計	625	100%	11	100%	28	100%	35	100%	133	100%	210	100%	141	100%	67	100%

問6 基礎的自治体の名称のあり方について 地方自治法上、市となるべき要件は法律(同法8条1項)で、町となるべき要件は都道府県の条例(同法8条2項)で定められ、市町村の名称には、「市」、「町」及び「村」の区別がありますが、将来の市町村の名称のあり方についてはどのようにお考えですか。	回答市		政令指定都市		中核市		特例市		人口10万人以上		人口5万人以上 10万人未満		人口3万人以上 5万人未満		人口3万人未満	
	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率
ア. 現行制度を維持する。	294	47%	2	18%	12	43%	15	43%	61	46%	109	52%	64	45%	31	46%
イ. 「町」と「村」の名称は、同一の名称に統一する。	116	19%	1	9%	8	29%	9	26%	16	12%	33	16%	32	23%	17	25%
ウ. 合併により規模が大きくなった段階で、同一の名称に統一する。	172	28%	0	0%	7	25%	8	23%	47	35%	56	27%	37	26%	17	25%
エ. その他(自由なご意見を回答票<別紙>に記述してください。)	43	7%	8	73%	1	4%	3	9%	9	7%	12	6%	8	6%	2	3%
合計	625	100%	11	100%	28	100%	35	100%	133	100%	210	100%	141	100%	67	100%

問7 一般市のあり方について 将来の一般市(政令指定都市、中核市及び特例市以外の都市)のあり方について、どのようにお考えですか。	回答市		政令指定都市		中核市		特例市		人口10万人以上		人口5万人以上 10万人未満		人口3万人以上 5万人未満		人口3万人未満	
	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率
ア. 一般市については、現状を維持する。	58	9%	0	0%	2	7%	3	9%	10	8%	16	8%	13	9%	14	21%
イ. 一般市については広域的な合併を推進し、特例市以上の規模を目指す。	64	10%	1	9%	5	18%	7	20%	21	16%	21	10%	8	6%	1	1%
ウ. 一般市については少なくとも10万人程度の人口集積を図り、特例市並みの権限・財源等を付与し、より自立性を高める。	311	50%	0	0%	10	36%	15	43%	81	61%	120	57%	66	47%	19	28%
エ. 一般市については少なくとも5万人程度の人口集積を図り、権限・財源の充実・強化を図る。	153	24%	2	18%	8	29%	6	17%	13	10%	47	22%	46	33%	31	46%
オ. その他(自由なご意見を回答票<別紙>に記述してください。)	39	6%	8	73%	3	11%	4	11%	8	6%	6	3%	8	6%	2	3%
合計	625	100%	11	100%	28	100%	35	100%	133	100%	210	100%	141	100%	67	100%

問8 中核市及び特例市のあり方について 将来の中核市及び特例市のあり方について、どのようにお考えですか。	回答市		政令指定都市		中核市		特例市		人口10万人以上		人口5万人以上 10万人未満		人口3万人以上 5万人未満		人口3万人未満	
	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率
ア. 現行の制度を維持する。	113	18%	0	0%	1	4%	2	6%	17	13%	48	23%	31	22%	14	21%
イ. 中核市については政令指定都市並みの、特例市については中核市並みの権限を付与する。	208	33%	2	18%	24	86%	20	57%	47	35%	59	28%	42	30%	14	21%
ウ. 中核市及び特例市の権限については現行のまま でいいが、指定要件については人口要件及び面積 要件を緩和する。	255	41%	2	18%	2	7%	8	23%	57	43%	91	43%	59	42%	36	54%
エ. その他(自由なご意見を回答票<別紙>に記述し てください。)	49	8%	7	64%	1	4%	5	14%	12	9%	12	6%	9	6%	3	4%
合計	625	100%	11	100%	28	100%	35	100%	133	100%	210	100%	141	100%	67	100%

問9 基礎的自治体内の地域組織のあり方について 基礎的自治体の規模がある程度大きくなったとき、その区域内においてネイバークガバメント(近隣政府)やコミュニティー等の狭域の自治組織を制度化することについて、どのようにお考えですか。	回答市		政令指定都市		中核市		特例市		人口10万人以上		人口5万人以上 10万人未満		人口3万人以上 5万人未満		人口3万人未満	
	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率
ア. 更なる制度化された自治組織は不要である。	170	27%	2	18%	8	29%	10	29%	34	26%	67	32%	38	27%	11	16%
イ. 自治組織を制度化し、当該自治組織の意見を基礎的自治体の運営に反映する仕組みを設ける。	85	14%	0	0%	1	4%	3	9%	13	10%	31	15%	21	15%	16	24%
ウ. 自治組織を制度化し、基礎的自治体の事務の一部を処理するような仕組みを設ける。	29	5%	0	0%	1	4%	0	0%	8	6%	5	2%	13	9%	2	3%
エ. 自治組織を制度化し、当該自治組織の意見を基礎的自治体の運営に反映させるとともに、基礎的自治体の事務の一部を処理するような仕組みを設ける。	76	12%	0	0%	4	14%	6	17%	25	19%	25	12%	12	9%	4	6%
オ. 自治組織を当該基礎的自治体の判断で必要に応じて設置することができるような法制度を整備する。	239	38%	6	55%	11	39%	14	40%	46	35%	76	36%	53	38%	33	49%
カ. その他(自由なご意見を回答票<別紙>に記述してください。)	26	4%	3	27%	3	11%	2	6%	7	5%	6	3%	4	3%	1	1%
合計	625	100%	11	100%	28	100%	35	100%	133	100%	210	100%	141	100%	67	100%

問10 地方分権時代にふさわしい税財政基盤の確立について 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」における「国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討」する場合の改革の進め方についてはどのようにお考えですか。	回答市		政令指定都市		中核市		特例市		人口10万人以上		人口5万人以上 10万人未満		人口3万人以上 5万人未満		人口3万人未満	
	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率
ア. 地方の歳出規模と地方税収の乖離を縮小するために、先ず、それに必要な税源移譲を行い、それと併せて、それに相当する額の国庫補助負担金の廃止・縮減を行う。	473	76%	8	73%	21	75%	24	69%	100	75%	165	79%	102	72%	53	79%
イ. まず、国庫補助負担金の廃止・縮減を行い、その中から、地方にとって必要な事業を把握した上で、その見合いの額について税源移譲を行う。	42	7%	0	0%	0	0%	3	9%	5	4%	12	6%	15	11%	7	10%
ウ. 国に財政的に依存している状況から脱却するため、地方交付税の財源保障機能を廃止又は縮小し、その範囲で税源移譲を行う。	37	6%	0	0%	2	7%	2	6%	8	6%	14	7%	10	7%	1	1%
エ. 国庫補助負担金及び地方交付税を併せて廃止・縮減し、その範囲で税源移譲を行う。	34	5%	0	0%	2	7%	1	3%	14	11%	7	3%	8	6%	2	3%
オ. その他(自由なご意見を回答票<別紙>に記述してください。)	39	6%	3	27%	3	11%	5	14%	6	5%	12	6%	6	4%	4	6%
合計	625	100%	11	100%	28	100%	35	100%	133	100%	210	100%	141	100%	67	100%

問11 国庫補助負担金の廃止・縮減について 国庫補助負担金の廃止・縮減については どのようにお考えですか。	回答市		政令指定都市		中核市		特例市		人口10万人以上		人口5万人以上 10万人未満		人口3万人以上 5万人未満		人口3万人未満	
	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率
ア. 国の関与の強い特定財源である国庫補助負担金の廃止・縮減を図り、地方団体の歳出面における自由度を高めるとともに、必要な税源移譲を行う。	324	52%	8	73%	22	79%	23	66%	87	65%	99	47%	64	45%	21	31%
イ. 全国的に計画的な社会資本の整備を行っていくためには、国が地方公共団体の行う一定の公共事業に対して支援を行う仕組みを維持すべきであり、国庫補助負担金を一律に廃止・縮減することはしない。	189	30%	0	0%	3	11%	5	14%	25	19%	67	32%	56	40%	33	49%
ウ. 国と地方の役割分担のあり方など種々問題が考えられるので、国庫補助負担金の廃止・縮減については慎重に考える。	97	16%	0	0%	2	7%	6	17%	18	14%	39	19%	19	13%	13	19%
エ. その他(自由なご意見を回答票<別紙>に記述してください。)	15	2%	3	27%	1	4%	1	3%	3	2%	5	2%	2	1%	0	0%
合計	625	100%	11	100%	28	100%	35	100%	133	100%	210	100%	141	100%	67	100%

第2 大都市のあり方

問12 大都市のイメージについて 将来の大都市自治体の基本的なイメージ としては、どの程度の規模を想定しますか。	回答市		政令指定都市		中核市		特例市		人口10万人以上		人口5万人以上 10万人未満		人口3万人以上 5万人未満		人口3万人未満	
	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率
ア. 人口200万人以上の規模を想定する。	69	11%	1	9%	4	14%	2	6%	20	15%	19	9%	16	11%	7	10%
イ. 政令指定都市以上の規模を想定する。	411	66%	7	64%	18	64%	25	71%	88	66%	139	66%	92	65%	42	63%
ウ. 中核市以上の規模を想定すべきであるが、大都市自治体であるかどうかは規模だけではなく機能面も重視すべきなので、具体的には当該都道府県とのあいだでの協議によるものとする。	92	15%	1	9%	2	7%	5	14%	16	12%	35	17%	22	16%	11	16%
エ. 中核市以上の規模を想定する。	30	5%	0	0%	2	7%	1	3%	5	4%	9	4%	7	5%	6	9%
オ. その他(自由なご意見を回答票<別紙>に記述してください。)	23	4%	2	18%	2	7%	2	6%	4	3%	8	4%	4	3%	1	1%
合計	625	100%	11	100%	28	100%	35	100%	133	100%	210	100%	141	100%	67	100%

問13 大都市と都道府県の関係について 将来の大都市と都道府県の関係について、どのようにお考えですか。	回答市		政令指定都市		中核市		特例市		人口10万人以上		人口5万人以上 10万人未満		人口3万人以上 5万人未満		人口3万人未満	
	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率
ア. 現行の政令指定都市制度を維持する。	84	13%	0	0%	3	11%	4	11%	16	12%	31	15%	23	16%	7	10%
イ. 政令指定都市のような大都市については、都道府県から完全に自立して、市の権能と府県の権能を併せ持った「特別市」を制度化する方向で考える。	284	45%	4	36%	13	46%	17	49%	66	50%	86	41%	71	50%	27	40%
ウ. 政令指定都市のような大都市については、権能・財源等をより拡大し自立性をより高める方向で考えるべきであるが、都道府県からは完全に独立させないまま都道府県の調整権限的なものが及ぶものとする。	224	36%	1	9%	9	32%	10	29%	43	32%	85	40%	44	31%	32	48%
エ. その他(自由なご意見を回答票<別紙>に記述してください。)	33	5%	6	55%	3	11%	4	11%	8	6%	8	4%	3	2%	1	1%
合計	625	100%	11	100%	28	100%	35	100%	133	100%	210	100%	141	100%	67	100%

第3 都道府県のあり方

問14 二層制(都道府県合併・道州制等)の 地方自治制度について 地方自治法上、都道府県は市町村を包括 する広域の地方公共団体(同法2条5項)と され、市町村とともに二層制の地方自治制 度となっています。将来、基礎的自治体が充 実したもとの市町村と都道府県のあり方 を、どのようにお考えですか。	回答市		政令指定都市		中核市		特例市		人口10万人以上		人口5万人以上 10万人未満		人口3万人以上 5万人未満		人口3万人未満	
	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率
ア. 二層制を基本とし、現行の都道府県制度を維持する。	44	7%	0	0%	1	4%	3	9%	5	4%	15	7%	13	9%	7	10%
イ. 二層制を基本とするが、都道府県についてはその配置分合及び境界変更を進める。	64	10%	0	0%	1	4%	3	9%	15	11%	21	10%	17	12%	7	10%
ウ. 二層制を基本とするが、都道府県についてはいわゆる「道州制(ブロック単位の広域的な地方公共団体)」の導入を検討する。	305	49%	2	18%	13	46%	16	46%	69	52%	111	53%	63	45%	31	46%
エ. 都道府県についてはいわゆる「道州制(ブロック単位の国の機関としての行政体)」の導入を図り、一層制の地方制度とする。	186	30%	3	27%	11	39%	11	31%	39	29%	57	27%	46	33%	19	28%
オ. その他(自由なご意見を回答票<別紙>に記述してください。)	26	4%	6	55%	2	7%	2	6%	5	4%	6	3%	2	1%	3	4%
合計	625	100%	11	100%	28	100%	35	100%	133	100%	210	100%	141	100%	67	100%

問15 都道府県の再編のあり方について 将来、都道府県の再編を検討する場合、制度のあり方、プロセス、手続き等について、 どのようにお考えですか。	回答市		政令指定都市		中核市		特例市		人口10万人以上		人口5万人以上 10万人未満		人口3万人以上 5万人未満		人口3万人未満	
	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率
ア. 全国一律の統一的な制度を国の法律で定め、全国一斉に行う。	198	32%	3	27%	10	36%	15	43%	47	35%	57	27%	49	35%	17	25%
イ. 全国一律の統一的な制度を国の法律で定めるが、地域によって再編の必要性も様々なので、必要性の高まった地域から随時行っていく。	208	33%	3	27%	9	32%	10	29%	45	34%	74	35%	43	30%	24	36%
ウ. 全国一律の統一的な制度を国の法律で定めるのではなく、市町村の場合と同様に自主的な再編が行えるような法制度とする。	203	32%	2	18%	8	29%	8	23%	39	29%	72	34%	48	34%	26	39%
エ. その他(自由なご意見を回答票<別紙>に記述してください。)	16	3%	3	27%	1	4%	2	6%	2	2%	7	3%	1	1%	0	0%
合計	625	100%	11	100%	28	100%	35	100%	133	100%	210	100%	141	100%	67	100%

第4 その他の課題

問16 市町村の組織について 市町村の執行機関及び議会の組織は、基本的に全国画一となっていますが、この組織のあり方について、どのようにお考えですか。	回答市		政令指定都市		中核市		特例市		人口10万人以上		人口5万人以上 10万人未満		人口3万人以上 5万人未満		人口3万人未満	
	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率
ア. 現行制度を維持する。	185	30%	4	36%	9	32%	9	26%	38	29%	62	30%	43	30%	20	30%
イ. 公選の首長及び公選の議員からなる議会を置くものとするが、補助機関の助役や収入役については、増やしたり置かないことが市町村の判断でできるような制度を導入する。	326	52%	3	27%	14	50%	23	66%	65	49%	104	50%	75	53%	42	63%
ウ. 現行制度のほかに、立法及び行政の権限を公選の議員からなる議会が担当し、そのうちの一人が首長となり、また、議員は各部局を担当するという制度を市町村の判断で選択できるようにする。	26	4%	0	0%	1	4%	1	3%	7	5%	11	5%	4	3%	2	3%
エ. 公選の首長又は公選の議員からなる議会が政策決定権と行政の最終的な統制権を留保するが、行政の運営については専門の支配人を雇い執行させることが市町村の判断でできるような制度を導入する。	56	9%	0	0%	1	4%	1	3%	15	11%	21	10%	16	11%	2	3%
オ. その他(自由なご意見を回答票<別紙>に記述してください。)	32	5%	4	36%	3	11%	1	3%	8	6%	12	6%	3	2%	1	1%
合計	625	100%	11	100%	28	100%	35	100%	133	100%	210	100%	141	100%	67	100%

問17 教育委員会制度(教育行政)について 将来の市町村教育委員会のあり方について、どのようにお考えですか。	回答市		政令指定都市		中核市		特例市		人口10万人以上		人口5万人以上 10万人未満		人口3万人以上 5万人未満		人口3万人未満	
	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率
ア. 現行の教育委員会制度を維持する。	216	35%	7	64%	11	39%	13	37%	41	31%	70	33%	55	39%	19	28%
イ. 現行の教育委員会制度を廃止して、その事務を市町村長が行う。	99	16%	0	0%	2	7%	5	14%	24	18%	30	14%	28	20%	10	15%
ウ. 教育委員会を設置するかその事務を市町村長が行うか、自主的に選択できる制度にする。	255	41%	2	18%	11	39%	17	49%	52	39%	91	43%	48	34%	34	51%
エ. 小規模な市町村については、その事務を市町村長が行う。	26	4%	0	0%	2	7%	0	0%	4	3%	8	4%	9	6%	3	4%
オ. その他(自由なご意見を回答票<別紙>に記述してください。)	29	5%	2	18%	2	7%	0	0%	12	9%	11	5%	1	1%	1	1%
合計	625	100%	11	100%	28	100%	35	100%	133	100%	210	100%	141	100%	67	100%

問18 警察機能について 将来、市町村と都道府県のあり方も見直されますが、その場合、都道府県警察のあり方について、どのようにお考えですか。	回答市		政令指定都市		中核市		特例市		人口10万人以上		人口5万人以上 10万人未満		人口3万人以上 5万人未満		人口3万人未満	
	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率
ア. 基本的には、現行の都道府県警察を維持する。	184	29%	2	18%	9	32%	12	34%	34	26%	70	33%	36	26%	21	31%
イ. 都道府県をこえる警察機能を充実・強化すべきである。	225	36%	0	0%	9	32%	11	31%	46	35%	83	40%	48	34%	28	42%
ウ. 基本的には、現行の都道府県警察を維持するが、大都市については独立した市警察を設置する。	77	12%	2	18%	2	7%	5	14%	13	10%	21	10%	27	19%	7	10%
エ. 警察機能のうち生活安全の部門については、市町村の権限を充実・強化する。	121	19%	3	27%	6	21%	7	20%	35	26%	32	15%	28	20%	10	15%
オ. その他(自由なご意見を回答票<別紙>に記述してください。)	18	3%	4	36%	2	7%	0	0%	5	4%	4	2%	2	1%	1	1%
合計	625	100%	11	100%	28	100%	35	100%	133	100%	210	100%	141	100%	67	100%

問19 農業委員会制度について 将来の農業委員会のあり方について、どの ようにお考えですか。	回答市		政令指定都市		中核市		特例市		人口10万人以上		人口5万人以上 10万人未満		人口3万人以上 5万人未満		人口3万人未満	
	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率
ア. 農業委員会の必置規制を維持する。	93	15%	3	27%	4	14%	11	31%	14	11%	30	14%	26	18%	5	7%
イ. 農業委員会を都道府県ごとの必置規制にする。	23	4%	0	0%	0	0%	0	0%	7	5%	8	4%	5	4%	3	4%
ウ. 農業委員会の必置市町村の基準を緩和する。	84	13%	3	27%	2	7%	1	3%	17	13%	33	16%	15	11%	13	19%
エ. 農業委員会を設置するかその事務を市町村長が行うか、自主的に選択できる制度にする。	283	45%	3	27%	16	57%	14	40%	54	41%	105	50%	58	41%	33	49%
オ. 農業委員会の必置規制を撤廃し、その事務を市町村長が行う。	132	21%	1	9%	5	18%	9	26%	38	29%	30	14%	36	26%	13	19%
カ. その他(自由なご意見を回答票<別紙>に記述してください。)	10	2%	1	9%	1	4%	0	0%	3	2%	4	2%	1	1%	0	0%
合計	625	100%	11	100%	28	100%	35	100%	133	100%	210	100%	141	100%	67	100%

問20 補助機関の名称について 地方自治法では、市町村長の補助機関として「助役」及び「収入役」を置くとしていますが、その職名の将来のあり方について、どのようにお考えですか。	回答市		政令指定都市		中核市		特例市		人口10万人以上		人口5万人以上 10万人未満		人口3万人以上 5万人未満		人口3万人未満	
	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率	市数	比率
ア. 現行の名称を維持する。	145	23%	2	18%	8	29%	5	14%	28	21%	53	25%	35	25%	14	21%
イ. 都道府県の「副知事」及び「出納長」と同様の補助機関なので、名称は「副市長」や例えば「出納長」、「会計長」等とする。	159	25%	1	9%	8	29%	9	26%	36	27%	49	23%	35	25%	21	31%
ウ. 「助役」等とするか「副市長」等とするか、自主的に選択できる制度にする。	296	47%	4	36%	11	39%	18	51%	64	48%	101	48%	68	48%	30	45%
エ. その他(自由なご意見を回答票<別紙>に記述してください。)	25	4%	4	36%	1	4%	3	9%	5	4%	7	3%	3	2%	2	3%
合計	625	100%	11	100%	28	100%	35	100%	133	100%	210	100%	141	100%	67	100%

問21 その他

その他、地方自治制度についてご意見がございましたら、自由に記述してください(記述は、回答票の別紙にお願いいたします)。

81市から記述回答があった。